

水産政策審議会資源管理分科会
第116回議事録

水産庁資源管理部管理調整課

水産政策審議会第116回資源管理分科会
議事次第

日 時：令和4年2月8日（火）10:00～14:48

場 所：フクラシア丸の内オアゾホールA

1 開 会

2 議 事

【諮問事項】

諮問第375号 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部改正（するめいか別紙の変更及びすけとうだら日本海北部系群に係る資源再建計画の別紙追加等）について

諮問第376号 特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろ）に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について

諮問第377号 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和3管理年度における漁獲可能量の変更等について

諮問第378号 特定水産資源（すけとうだらオホーツク海南部）に関する令和3管理年度における漁獲可能量等の変更について

諮問第379号 水産資源保護法第23条第1項の規定に基づく令和4年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施すべき人工ふ化放流に関する計画について

【審議事項】

- ・第2回及び第3回資源管理手法検討部会の結果について

【その他】

3 閉 会

○管理調整課長 それでは、予定の時刻となりましたので、ただいまから第116回資源管理分科会を開催します。

私は、本日の事務局を務めます管理調整課長の坂本です。よろしくお願いいたします。

初めに御案内ですが、本日の会場は皆様の前にマイクが設置されておりません。御発言の際には事務局の方でマイクをお持ちいたしますので、挙手いただき、それから御発言をお願いいたします。

また、ウェブ会議で御出席の方におかれましては、Webexのマイク機能をオンにして御発言ください。それ以外のときはミュートの状態にさせていただくようお願いいたします。また、音声途切れることがあるかもしれませんので、その場合は画面左側のチャット機能などで事務局までお知らせください。

それでは、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、分科会の定足数は過半数とされております。本日、分科会委員は、ウェブ出席を含めまして10名中10名の方に御出席いただいております。定足数を満たしておりますので、本日の分科会は成立しております。また、特別委員はウェブ会議を含めまして、16名中13名の方に御出席を頂いております。

次に、配付資料を確認させていただきます。

お手元の資料でございますが、まず議事次第がございまして、その次に資料一覧がございます。

資料1が委員名簿、資料2-1から2-3までのつづりにつきましては、資源管理基本計画の一部改正に係る諮問第375号関係の資料。

それから、資料3-1から資料3-15までにつきましては、特定水産資源の令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案に係る諮問第376号関係の資料でございます。

それから、資料4-1から4-3でございますけれども、特定水産資源に関する令和3管理年度に関わる漁獲可能量の変更に係る諮問第377号関係の資料でございます。

それから、資料5-1から5-2でございます。こちらは特定水産資源のすけとうだらに関する令和3管理年度における漁獲可能量等の変更について、諮問第378号関係の資料でございます。

それから、資料6でございますけれども、水産資源保護法に関するさけ・ます个体群維持のための水研機構が実施すべき人工ふ化放流計画に関する資料、諮問第379号でございます。

それから最後に資料7、第2回及び第3回資源管理手法検討部会の結果についての案が資料7でございます。

以上、資料に不備等がございましたら、事務局までお申し出ください。

報道関係のカメラ撮りはここまでですので、御協力をお願いいたします。

それでは、議事の進行を田中分科会長をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○田中分科会長 それでは、始めたいと思います。

初めに紹介しますが、本日は資源評価の専門家として水産研究・教育機構水産資源研究所の福若部長、大島副部長にお越しいただいているほか、同研究所の塚本副部長にオンラインで参加いただいております。皆様には資源評価について御説明いただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

本日は諮問事項が5件、審議事項が1件でございます。議事進行への御協力をよろしくをお願いいたします。

なお、本日審議いたします諮問につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第1項の規定に基づき、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、諮問第375号及び第376号についてに入ります。

まず諮問第375号、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部改正（するめいか別紙の変更及びすけとうだら日本海北部系群に係る資源再建計画の別紙追加等）についてですが、本件はするめいかに関して諮問第376号、特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろ）に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案等についてとも関係しますので、まとめて御説明いただきたいと思います。

それでは、事務局から資料の説明をよろしくをお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長の魚谷でございます。おはようございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、資料２－１のセットと資料３－１のセットを御用意いただければと思います。
まず、諮問文を読み上げさせていただきます。
まず、資料２－１の方でございます。

3水管第2705号

令和4年2月8日

水産政策審議会 会長
田中 栄次 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部改正（するめいか別紙の変更及びすけとうだら日本海北部系群に係る資源再建計画の別紙追加等）について（諮問第375号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第5項の規定に基づき、資源管理基本方針を別紙のとおり改正したいので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

続きまして、資料３－１の方でございます。

3水管第2706号

令和4年2月8日

水産政策審議会 会長
田中 栄次 殿

特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろ）に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について（諮問第376号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろ）に関する令和4管理年度における漁獲可能量等を別紙1のとおり定めたいので、同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群及びするめいかに関する令和4管理年度における漁獲可能量の変更に係る配分、留保からの配分及び数量の融通等について、別紙2の取扱いとしたいので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

こちらの2つの諮問でございますけれども、基本方針の改正と、あと令和4管理年度のTACの設定・配分に関するものでございます。

魚種としては、今、申し上げましたとおり、スケトウダラ、スルメイカ、ミナミマグロの3魚種でございます。この魚種ごとに、基本的に魚種ごとに区切って御説明をしたいと思います。

まず、すけとうだら日本海北部系群に係る資源再建計画について御説明をいたします。

資料2-1の方を御覧いただければと思います。

ページを1枚めくっていただくと告示の案、新旧対照表の方でお示ししている部分がございます。スケトウダラの話に行く前に1つ、本則の修正、改正がございます。3ページ下の新旧表を見ていただければ、一番上のところに「第10」のところがございます。

ここが改正する点がございます。こちら、資源管理基本方針の別紙に資源ごとの具体的な資源管理方針を定めるところを、どの別紙にどの魚種というところを明記していたんですけども、これを簡素化した記述にすると。これは現行の規定ですと、別紙を追加する度に、ここも改正しないといけないというところがございます、そういったところを簡素化するという、形式上の修正でございます。

そこから下については、するめいかの別紙の変更ということで、こちらは後ほど説明させていただきます。

すけとうだら日本海北部系群の資源再建計画に係る別紙でございますが、こちらは8ページ以降に告示の案をお示ししてございます。説明については後ろの方に概要の紙を作成しておりますので、15ページ、資料2-3を御覧いただければと思います。こちらに基づきまして御説明をいたします。

すけとうだら日本海北部系群ですけれども、こちらは令和2年度の資源評価の結果として、限界管理基準値を下回っている状況ということが判明しております。このため、冒頭の部分の括弧書きにございますけれども、限界管理基準値を下回っている資源については、その資源状況が判明した年度の末日から2年以内に、この資源再建計画を作成するということになっております。

この資源再建計画ですが、原則として10年以内に目標管理基準値まで資源を回復させるための計画ということでございます。

一方で、このすけとうだら日本海北部系群は、資源状況が非常に悪く、いかなる措置を講じても10年以内に目標管理基準値を上回る予測というのが成り立たないという状況でございます、このため、下の方へ行っていただいて、(2)で「資源再建計画の期間」がございまして、こちらについては、10年ではなく20年を取って、令和4管理年度から令和23管理年度まで、ということとしております。

また、そういった、10年で目標管理基準値まで回復させる見込みがないと、いかなる措置を講じても見込みがないという場合については、暫定管理基準値というのを設けて、そこに向かって管理をしていくという形での対応となっております、(3)で、この暫定管理基準値について記載してございますけれども、こちらについては限界管理基準値である17万1,000トン、これを目指して管理をするということでございますし、その暫定管理基準値までの達成年度ですけれども、こちらについては10年後の令和13年度として、この

達成確率ですけれども、こちらは通常の場合と同じように50%という形で定めるということでございます。

(4)に、この「資源再建計画において講ずる措置」とございます。今、申し上げたように、10年後の暫定管理基準値17万1,000トンを目指して管理をするということでございますけれども、こちらを50%以上の確率で達成できるという形での漁獲シナリオ、既に昨年度において採択しておりますので、①にありますように、既に別紙2-9に定められているシナリオに沿って漁獲圧力を調整して管理をしていくということでございます。

このシナリオですけれども、こちらは F_{msy} に乗じる係数 β としては0.9を採用しておりまして、この資源については、これにプラスして、上限5%で未利用分の繰越しという形での対応となっております。

それに加えて、②、③については、既に現場の漁業者の皆さん、自主的な管理として、いろいろ取り組まれているというものがございます。これを引き続き継続していただくという形での②、③の記述となっております。基本的に、②については北海道の沿岸の漁業者の方々を中心とする現行の取組、③については沖合底びき網漁業、大臣許可の沖合底びき網漁業における取組ということで、小型魚の保護ですとか、あるいは漁獲努力量の削減といった形の取組が既になされていると、これを継続していただくということと、あと、資源管理計画に基づいて行われているものについては、漁業法に基づく資源管理協定の方に移行をしていっていただく、という形での内容を、この②、③で書かせていただいているところでございます。

続きまして、④でございます。こちらについては資源評価、あるいは調査に関する記述ということでございます。この資源、後ほど、資源評価結果は水研機構の方から御説明があると思っておりますけれども、近年は漁獲圧力、 F_{msy} を下回る状況で推移をしているということです。これによって資源自体は回復傾向にあるというところはあるんですが、資源量が全体的に下方修正をされて、ABC、生物学的漁獲可能量は増大していないと。端的に言いますと、予測に対して2年連続で下方修正になっているという状況がございます。

そういった中で、来年度のTACを設定するに当たっての意見交換会、公開で札幌の方で実施したんですけれども、その場でも関係する漁業者の皆さんからは、この資源評価の信頼性に対する厳しい御意見等も頂いているところでございます。

といったことで、この④については、資源調査等の充実を図るということを書かせていただいております。

(5) として「資源再建計画の検証の方法」ということで、こちらについては、2年ごとに達成状況の検証を行うということとしております。当然ながら資源評価、こちらは毎年更新してまいりますので、資源評価に基づいて2年ごとに行うということ、水産庁としてはその結果を、TAC意見交換会というのは、基本、毎年開催する予定にしておりますし、必要があれば資源管理方針に関する検討会、こちらはステークホルダー会合でございますが、こちらも開催するということとしまして、そういったところで説明をして、関係者との議論を行うということとし、②として書かれておりますけれども、必要と認められる場合には、こういった議論も踏まえて計画の見直し、あるいは必要な措置を講ずるという形で進めたいということでございます。

(6) その他でございますけれども、こちらは、目標管理基準値を達成した場合にはこの計画を終了しますという、まあ、通常置いている規定ですね。それに加えて、親魚量が禁漁水準を下回った場合には、検証の時期いかににかかわらず、別紙2-9の規定に基づいて必要な措置を講ずるということを書かせていただいているところでございます。

ただいま御説明しました資源再建計画の案、こちらについては、するめいかの基本方針別紙の改正と併せまして、1月6日から2月4日までパブリック・コメント手続を実施したところでございます。こちら、全部合わせて155件の意見提出があったんですけれども、そのうち1件が、このすけとうだら日本海北部系群の資源再建計画に関するものでございました。内容としては、この案の変更を求めるものではなかったということでございます。

なお、今後、この原案に大きな変更が生じることとなった場合には、再度、審議会の方に諮問いたしますけれども、軽微な変更については分科会長御了解の上、修正いたしたいと考えておりますので、その点も含めて御了承を頂ければと思います。

すけとうだら日本海北部系群の資源再建計画に関する御説明は、以上でございます。

○田中分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、すけとうだら日本海北部系群に係る資源再建計画に関する方針の改正でしたが、後ほど資源評価とTAC設定の話の後にまとめて御意見、御質問等を頂く時間を設けられればと思いますので、今の時点では、どうしても確認等しておきたい点があれば御発言いただければと思います。

ウェブの方もよろしいですか。

それでは、次に特定水産資源の個別の管理方針などについて、事務局から資料の説明をお願いします。

○資源管理推進室長 それでは、この後の進め方でございますけれども、まず、スケトウダラの各資源の資源評価結果について水産研究・教育機構から御説明を頂き、質疑応答を挟んで、私の方からT A Cの設定及びその配分について説明して、さらに質疑応答と。

次に、スルメイカ各系群の資源評価結果につきまして水産研究・教育機構から説明いただき、質疑応答を挟んで、私の方から基本方針別紙の改正、あとT A Cの設定・配分について御説明をして、質疑応答という形で進めさせていただきます。その後に、ミナミマグロのT A C設定につきまして、かつお・まぐろ漁業室長から御説明をいたします。

まず、スケトウダラでございます。スケトウダラ各資源の資源評価結果について、水産研究・教育機構の塚本副部長から御説明をお願いします。

○水産機構底魚資源副部長 水産研究・教育機構の塚本と申します。釧路からネットで説明させていただきます。

声は通っていますでしょうか。

○田中分科会長 はい、聞こえております。

○水産機構底魚資源副部長 よろしく願いいたします。それでは、資料に基づいて説明させていただきます。

ページ番号は13ページ、資料3-2、スケトウダラ太平洋系群の資源評価結果について説明します。

まず生物学的特性であります。スケトウダラは日本周辺では4つの集団に分けて資源評価を実施しております。これから説明いたします太平洋系群は、北方領土海域から東北、房総半島に至る海域に分布している資源について資源評価を実施しております。

主な漁場及び分布域は北海道の太平洋岸となっており、噴火湾に大きな産卵場があることが知られております。

スケトウダラの寿命は10歳以上で、おおむね3歳で成熟を開始し、4歳で大部分が成熟するという、やや高齢寄りの生態を示しております。

次に14ページ、漁獲の動向について説明いたします。

太平洋系群の近年の漁獲量は10万トン前後で推移しており、2020年漁期は9.7万トンの漁獲がありました。この漁獲量は2016年漁期と同程度まで回復した状態です。

続きまして、資源評価の流れについて説明いたします。

太平洋系群の資源評価は年齢別・漁期年別漁獲尾数と資源量指標値を用いまして、いわゆるコホート解析により資源量を推定しております。詳細については省略させていただきます。

続きまして15ページ、資源の動向について説明いたします。

本系群は数年から十数年に1度、高豊度の加入群が発生しておりますが、2008年以降、卓越年級群は発生していない状況であります。

資源計算の結果、2020年の資源量は98.7万トンと推定されました。

親魚量の動向は横ばい、2020年の親魚量は27.8万トンと推定されました。

続きまして、MSYについて御説明いたします。

本系群の最大持続生産量は17.1万トン、MSYを実現する親魚量は22.8万トンと推定されております。

続いて、神戸プロットについて説明いたします。

現状の親魚量、2020年時点の親魚量であります。MSYを実現する親魚量を上回っております。また、現状の漁獲圧はMSYを実現する漁獲圧を下回っております。この神戸プロットの図で見ますと、2020年の位置は右下のグリーン・ゾーンにあり、資源の状況としては良好な位置にあると言えます。

次に、将来の親魚量及び漁獲量の推移について説明いたします。

本系群につきましては、漁獲シナリオで2022年及び2023年の漁獲量が17万トン固定となっております。また、その後、24年以降につきましては $\beta=0.9$ を用いた漁獲管理規則で漁獲を行うこととなっております。

この結果、表にあります $\beta 0.9$ 、赤枠で囲った位置であります。2022年度の漁獲量は固定値の17万トン、24年以降は $\beta 0.9$ での漁獲となっており、上の将来予測される平均親魚量は2031年では22.8万トンを上回る確率として59%となっております。

以上で太平洋系群についての説明は終了し、続きましてページ17、資料3-3、スケトウダラ日本海北部系群について説明いたします。

生物学的特性として分布域だけ説明させていただきますが、本系群の分布域は日本海の北部海域、主要な漁場としては北海道の西部日本海側となっております。

続きまして、漁獲の動向について説明いたします。18ページになります。

2020年漁期の漁獲量は5,200トンとなっております。本系群は1970年から90年代にかけて10万トンを超えるような漁獲がありましたが、近年は5,000トン前後で推移しております。

この値につきましては、非常に厳しい漁獲管理の下、5,000トン前後で推移しているような状況であります。

続きまして、資源評価の流れであります。

先ほどの太平洋系群と同様、年齢別・漁期年別漁獲尾数と資源量指標値を基にコホート解析を実施し、資源評価を行っております。

次に、資源の動向について説明いたします。19ページに移ります。

本系群の資源量は近年増加傾向で、2017年漁期に10万トンを上回り、2020年漁期は16.4万トンまで増加いたしました。

また、親魚は若干、資源量に比べて遅れて動きますが、近年の動向は増加となっております。

次に、MSYについて説明いたします。

本系群の最大持続生産量は4.4万トン、MSYを実現する親魚量は38万トンと計算されております。

先ほどの御説明にありましたように、現在の親魚量はこの38万トンを大きく下回っているような状況であります。

続きまして20ページ、神戸プロットについて説明いたします。

現状、2020年漁期の親魚量はMSYを実現する親魚量を下回っております。また、漁獲圧はMSYを実現する漁獲圧を下回っている状況で、プロットの位置としては左下、イエロー・ゾーンにあります。

この資源の推移としましては、非常に長い間漁獲圧が高く、なお、親魚量が減少傾向を示しておりましたが、このプロット図でもわかりますように、2005年以降、急激に漁獲圧が削減され、漁獲圧の比が1を下回る前後から親魚量の回復基調が見られております。

続きまして、将来の親魚量及び漁獲量の推移について説明いたします。

本系群につきましては2022年漁期から漁獲管理規則、 $\beta 0.9$ に基づく漁獲を開始するものとして計算しており、ここでの赤枠で囲まれた値となっております。

ちなみに、2022年漁期の $\beta 0.9$ の漁獲量は7,500トンとなっており、この値がABCの値となっております。また、将来の平均親魚量につきましては、2031年、10年後に親魚量が目標管理基準値を上回る確率は2%となっており、非常に低い値となっておりますので、限界管理基準値という値、17.1万トンを上回る確率について見ますと57%となっております。

以上でスケトウダラ日本海系群の資源評価の説明を終了しまして、21ページ、資料3-4、スケトウダラオホーツク海南部について説明いたします。

生物学的特性として分布域について説明いたしますと、ロシアとのまたがり資源で、日本水域は分布の南端となっております。

本資源は日本水域ではほとんど再生産しておらず、他の海域で発生した集団からの一時的な来遊が資源の主体となっております。

次に22ページ、漁獲の動向について説明いたします。

漁期年の漁獲量は80年代前半までは15万トン前後で推移しておりましたが、ロシアの規制強化等で86年漁期に大きく減少し、90年から2009年漁期は3万トン以下で推移しております。

2018年漁期以降、若干増加傾向を示しており、2020年漁期の漁獲量は5.8万トンとなっております。

続きまして、資源評価の流れについて説明いたします。

本資源は資源量指標値と漁獲量。資源量指標値につきましては、かけまわしのC P U Eを用いて資源評価を実施しております。

資源の動向について説明いたします。23ページであります。

資源量指標値である「かけまわしのC P U E」は増加傾向を示しており、22年漁期は1996年漁期以降で最大の8.7トン/網を示しました。2020年漁期の資源量指標値は資源管理基本方針で定められた目標となる水準、3.41トン/網を上回っております。

続きまして、漁獲努力量について説明します。

日本水域での漁獲の大半は沖合底びき網漁業によります。減船の結果、許可隻数は1986年の80隻から2016年以降は14隻まで減少しております。

また、オッター・トロール、かけまわし漁法のいずれにおいても漁獲努力量は過去に比較して抑制されている状況であります。

続きまして24ページ、漁獲シナリオについて説明いたします。

本資源の資源量指標値は日本水域における情報に限られており、「またがり資源」である本資源全体の動向を捉えることができないことから、いわゆるM S Y、最大持続生産量に関する目標管理基準値や限界管理基準値を定めることは困難であります。

本資源の漁獲シナリオでは、我が国の漁船による漁獲の状況等を踏まえて、我が国漁船の操業水域に分布する資源の最適利用が図られるよう漁獲を管理することとなっております。

続きまして資料3-5、25ページ、スケトウダラ根室海峡について説明いたします。

本資源の分布域であります、この図で示しましたよう、根室海峡で漁獲される資源を示しており、非常に狭い海域となっております。

続きまして、漁獲の動向について説明いたします。26ページであります。

漁獲の大部分は刺し網とはえ縄、総漁獲量は1990年代初頭に急減しまして、その後は低水準で推移しております。

2020年漁期は4,810トン、過去5年平均では4,540トンとなっております。

資源評価の流れについて説明します。本資源も漁期までの漁獲データと、すけとうだら刺し網の努力量と漁獲量を基に算出したC P U Eを使いまして資源評価を行っております。

続いて、資源の動向について説明します。27ページであります。

2020年漁期の資源量指標値は1.06トン/1隻掛ける1日でありまして、これに累積正規分布を当てはめると24%という値になります。目標となる水準、0.71トン/隻掛ける日には、この表で示しますよう、20%の位置に相当し、2020年漁期は目標を上回る結果となっております。

続きまして、漁獲努力量について説明します。

漁獲努力量は、すけとうだら刺し網漁業では2002年まで大きく減少し、その後はほぼ横ばいでありまして、はえ縄も1983年を最高に、その後減少しております。隣接海域におけるロシア漁船の漁獲量及び努力量は不明であります。

続いて28ページ、漁獲シナリオについて説明いたします。

本資源は隣接する水域にまたがって分布し、日本漁船の操業水域における情報のみでは資源全体の動向を捉えることができません。そのことから、最大持続生産量に関する目標管理基準値や限界管理基準値を定めることは困難であります。

本資源の漁獲シナリオでは、我が国の漁船による漁獲の状況等を踏まえて、我が国漁船の操業水域に分布する資源の最適利用が図られるよう漁獲を管理するとされております。

以上で、スケトウダラ、4つの系群資源に関する資源評価結果の説明を終了させていただきます。御清聴ありがとうございました。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。それでは、私の方からスケトウダラ各資源についてのTAC設定及び配分について御説明いたします。

先ほど進め方のところで、評価と管理とそれぞれ質疑応答を行いますと私は申し上げましたけれども、間違いでございまして、魚種ごとに、評価と管理を一まとめにして質疑応答とさせていただければと思います。

それでは、資料3-1のセットの53ページ、資料3-9を御覧いただければと思います。

まず、すけとうだら太平洋系群でございます。こちらは、先ほど塚本副部长から御説明がありましたとおり、こちらの太平洋系群、目標管理基準値22万8,000トンを上回っている状態、2022年の親魚量が27万8,000トンということでございます。

それで、こちら、一昨年にステークホルダー会合を開催いたしまして、そこでの取りまとめを受けて採択されているシナリオ、この53ページの真ん中辺に（参考1）とございますけれども、そちらの（4）、（5）を見ていただければと思います。

当初3年間は漁獲可能量17万トンで固定をして、4年目以降、令和6年以降については β を0.9として管理をしていくというシナリオが採択されております。

ということで、令和4管理年度のTACについては、この固定値である17万トンということで設定をしたいという考え方でございます。

配分について54ページ、55ページでございまして、実績の比率等に基づいて配分ということで、具体的には55ページにありますとおり、17万トンを沖合底びき網漁業9万9,700トン、北海道6万9,100トンとして、青森、岩手、宮城、茨城については「現行水準」での配分という案としております。

続きまして、すけとうだら日本海北部系群でございます。57ページ、資料3-10でございます。

こちらは先ほども御説明しましたけれども、シナリオとしては漁獲圧力については β 0.9で導かれるABCをTACとするということで、資源評価の結果に基づいて、この β 0.9を適用しますと7,500トンというのがABCとなるということで、この7,500トンをTACとするという案でございます。

こちら、繰り返しになりますけれども、北海道と沖合底びきの分の当初配分の合計値の5%を上限として、未利用分を翌管理年度に繰越しできるという形にしておりますので、こちら7,500トンで当初設定をいたしますけれども、令和3管理年度の実績が固まって未

利用分が確定すれば、このルールに応じて、来管理年度が始まってから速やかに、繰越しによる追加配分を行う予定としております。

配分についてでございますけれども、58ページ、59ページ、基本的な実績配分ということで59ページに具体的な案をお示ししてございますけれども、この7,500トンのうち4,100トンを沖合底びき網漁業、北海道が3,400トン、秋田、山形、新潟については「現行水準」という形での配分の案としております。

続きまして、すけとうだらオホーツク海南部でございます。61ページの資料3-11でございます。

こちらは、先ほど塚本副部長からも御説明がありましたけれども、またがり資源ということで、我が国漁船の操業水域に分布する資源の最適利用が図られるように漁獲を管理する、というシナリオで、具体的には、近年の最大実績の漁獲量を考慮して漁獲可能量を算定するという形になっております。

こちら、近年の漁獲の実績を次のページ、62ページの最初のところに掲載しておりますけれども、近年の最大実績としては令和2年の5万7,765トンという実績がございますので、これを踏まえまして、令和4管理年度の漁獲可能量、TACについては5万8,000トンで設定をしたいという形の案でございます。

配分については、こちらにも実績配分ということで、63ページに具体的な案を掲載しております。5万8,000トンのうちの5万7,400トンを沖合底びき網漁業に配分しまして、北海道については「現行水準」という形での配分としております。

続きまして、スケトウダラの最後の資源になりますけれども、すけとうだら根室海峡ということで、65ページ、資料3-12でございます。

こちらについても、またがり資源ということで、TAC設定の考え方はオホーツク海南部と同じでございます。近年の最大実績漁獲量を考慮して算定をするということでございます。

こちらは65ページの一番下、(参考2)の表を見ていただければと思いますが、近年、ずっと2万トンでTACを設定してきております。こちらの基になっている近年の実績というのが2011年の実績なんですけれども、次のページを見ていただければ、過去10年分の実績を掲載しております。

2011年となりますと、来年からすると11年前ということになりまして、基本的に、10年ぐらいを見るのが、「近年」として適当ではないかということで、今回は2012年の実績で

ある1万4,200トンを考慮してということで、TACの設定の案としては1万5,000トンとさせていただきます。

配分につきましては、67ページでございます。こちらは大臣管理漁業、沖底の操業のない海域でございますので、この1万5,000トンを全て北海道に配分するという形での案としております。

私からの説明は以上でございます。

○田中分科会長 ありがとうございます。

それでは、ここで、スケトウの質疑に入りたいと思います。

ただいまの説明につきまして何か御質問等ございますでしょうか。

高橋委員どうぞ。

○高橋特別委員 高橋です。

まず日本海系群について、水産庁にまずお礼を一言申し上げておきたいと思います。

かつて資源がかなり枯渇し減船をせざるを得ないという状況まで追い込まれたわけですが、水産庁、特に本日出席をしておられます藤田部長にもかなり協力をしていただき、ようやく持ちこたえたということで、将来的にも楽観できるような数字ではございませんが、維持・存続できるという状況まで来たことに深く感謝申し上げたいと思っております。

それから、オホーツクの南部と根室海峡ですが、私の聞き方の違いなのかどうか分かりませんが、以前、またがり資源ということでロシア側との共同の調査をしてみたいというような話があったように記憶をしていますが、その後どのようになったのかということです。

今は笑い話かもしれませんが、非常に危惧しているのは、サケ・マスの母川主義と同じで、ロシアの200海里の中で生まれ育ったスケトウが南下をしてきて、これが日本の200海里の中で捕獲をされるということにクレームがついて、漁獲割当料の支払や、協力金を支払えというような事になるのではないかと懸念を持っています。

またがり資源ということで、いずれきちんとした管理というものも当然必要ではないのかなというように思っています。漁獲量を減らしてくださいということを言っているんじゃないかと、ロシアの方から言われる可能性もあるので、注意しておいた方がよろしいのではないかとこのように思っております。

また、太平洋系群については、これはオホーツクもそうなんだろうけれども、最近大分調査が進んで、こういうことだったのかという感じがしますけれども、「海流熱波」と

という言葉が最近出てくるようになりました。その項目を読むと、なるほどなというように思いますが、正に道東沖辺りが非常な高温になって、そこに寒冷系の魚が棲み着けないということですから、近い将来、この研究がもっと進んで、親潮と黒潮のこの境目ということになるんでしょうけれども、この海流熱波というものの資源に与える影響が、どうなっていくのか研究をしていただいて、漁業者に情報を提供していただきながら資源を守っていくというような形が必要ではないかと思います。どの辺までこの海流熱波というのが拡大しているのか、水研機構と北大だったですか、共同で何か研究したはずですから、分かる範疇で、今日答えられるのであれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○田中分科会長 本件はどなたが。機構の方で。

まずロシアの件は、例えば産卵場があるかどうかということも含めまして、200海里の中に。いかがでしょうか。

○水産機構底魚資源副部長 釧路水研機構の塚本ですが、発言よろしいでしょうか。

○田中分科会長 はい、よろしくお願いします。

○水産機構底魚資源副部長 いろいろ御意見をありがとうございました。

まずロシアとの共同調査につきましては、過去、共同で資源状況について説明、共同で調査できればよいというか、希望は出しておりますが、残念ながら、スケトウダラにつきましてはなかなか進展していない状況であります。

また、ロシアとの系群、要は産卵海域とか回遊等の問題につきましても、なかなか詳細なデータの提供がないというところで、なかなか進展していないのが現状であります、御懸念されたような論議というのはスケトウダラに限らず、他の魚種等においても十分想定されることありますので、各魚種の回遊及び系群構造につきましては現在も鋭意解析中の状態であります。

スケトウダラにつきましては、特に遺伝学的なアプローチでの解析等を現在行っている次第であります。

また、海流熱波、要は水温が上昇した影響であります、これにつきましては太平洋系群のみならず、日本海北部系群等についても非常に大きな影響を及ぼしていることが推定されております。特にこれまで北海道周辺で存在しておりました産卵場、産卵海域が水温の上昇により沖合か、若しくは季節的な移動等、これまでと違った様相を示しているような状態であります。

大きく、まあ、海流等のモデルによる解析によりますと非常に温かい海水が道東海域にも入っていることが近年の研究で明らかになっておりますが、これが短期的な産卵場の形成とか、仔稚魚の生き残り等にどのように影響するかというのは、もうしばらく各種データの蓄積が必要になると考えております。

ちなみに、私どもにつきましても初期生残等の研究については鋭意進行中であります。

この中で漁業者の皆様にもいろいろ産卵場の推移等の貴重な情報等を提供していただいております、今後研究を進めていきたいと考えております。

以上であります。

○田中分科会長 ありがとうございます。よろしいですか。

温暖化等の不漁に対する対策は、次期水産基本計画の課題の1つじゃないかと思いたすが。

ほかにございますでしょうか。木村委員。

○木村委員 今、海洋熱波のお話があったんですけれども、今日の毎日新聞に水研機構の黒田さんがその点を非常に詳しく書いておられるので、正しく今のスケトウのところでしたね。なので、その記事をよく読むと、よく分かるような気がします。

ということで、水研もかなり努力してやられてはいるんですが、少なくともスケトウが減ってきている期間は、海洋熱波が非常に大きくなった期間よりもはるか大分前だろうと思うので、多分資源管理の方策としては、環境も考えながらも、人為的な管理手法が重要だなという気がしました。

1つ、塚本さんに質問なんです、太平洋系群について根室の所とオホーツクの所というのは遺伝学的に交配というのはどういう、完全に独立した系群とは思えないんですが、その点はどうなっているんでしょうか。

○水産機構底魚資源副部長 水研機構、塚本です。

基本的に御指摘の海域につきましては、遺伝学的には明確に区別できるような状態ではありませんが、現時点では遺伝学的とか、そういう生物学的な要素よりは、漁業管理及び分布上の、ある程度社会学的な要素での系群及び資源単位の区分だと考えております。

以上です。

○木村委員 なぜその質問をしたかということ、先ほど御質問があったんですけれども、太平洋系群は、多分、日本が中心的に管理しなくちゃいけないだろうと。ロシアから何か言われたときにどうするかと言われたときに、そこら辺の割合がきちんと分かっていると反

論の材料があるような気がするので、遺伝子解析等で何かいろいろと、どのくらいの割合が効いているのかというようなことが分かると科学的な根拠の1つになるのかなと思って質問をしました。

何か方策みたいなことはあるんでしょうか、そういったことは。

○水産機構底魚資源副部長 御質問ありがとうございます。

割合というのはなかなか難しいんですが、太平洋系群につきましては、1つはまだ日本沿岸、要は噴火湾であります、ここの海域を中心とした産卵場が現存しているということで、一応状況証拠的にもなりますが、日本でも産卵している系群であるということで現時点では説明しております。

ただし、御指摘のありますように、北方領土海域からの移入等についても、定量化はなかなか難しいんですが、現実的には可能性としては否定できないというところで、その点については現時点では明確な回答は出すことはできませんが、今後研究の課題として対応していく予定ではあります。

以上です。

○木村委員 分かりました。

○田中分科会長 ありがとうございます。

一応、私の記憶では、系群があるのはこれは産卵場で分けたんじゃないかなと、歴史的に。日本海にもあるし、太平洋にもあるし。ということで、全くないわけではないということになるかと思えますけれども。

では、高瀬審議官。

○資源管理部審議官 資源管理部審議官、高瀬です。

念のための御説明なんですけれども、今、高橋委員と木村委員の方から、ロシアから例えば協力金を払えと言われてたりするんじゃないかというような、そういう御懸念に基づく御発言がございましたが、1点、海洋法条約に基づきますと、サケ・マスの場合は母川国主義といたしまして、そのサケが産卵する川を持っている国にその資源が帰属するというような、そういう明確な規定がありますけれども、スケトウダラはまたがり資源、ストラドリリング・ストックでして、また別な規定に基づいております。この規定によれば、沿岸国が行う資源管理に漁業国は協力しなさいというような規定はあるんですけれども、そういう意味では日本もロシアもスケトウに関しては同じく沿岸国ということになりますので、お互いに協力しながら資源管理をするということになるかと思えます。

一方的に、例えばロシアに産卵場があるから日本がそれに協力して資源はロシアに帰属するとか、そういう規定にはなっていませんので、だからといってロシアがそういうことを言わない保証はないんですけれども、一応、海洋法上はそのような規定になっていることを御紹介しておきます。

○田中分科会長 ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。

本間委員どうぞ。

○本間委員 北海道機船連、本間です。よろしく申し上げます。

今、日本海北部系群のスケトウに関しては、先日も北海道で意見交換会ということで漁業者の方からいろいろな意見が出ていたのは、水産庁さんの方でも理解されていると思います。

その中で漁獲シナリオ、このことについて1つお話をしてみたいなと思うんですが、前回、前年ですね、3年間固定でいくか、それとも単年度の評価に基づくかということで、前回お話ししたときにはR4年は増えるよということで日本海の人たちは、多分、単年度の方を選んだのではないかと思います。その中で今さらっと、資源量が下方修正されたから令和3年よりも減って7,500トンだという部分では、会場に来ていた漁業者の意見からもありましたけれども、納得できないというので、ここに相当時間を費やしたということをお場に、会議に来ている人たちにちょっと報告したいなというふうに思います。

また、資源評価に対して、これだけデータを積んできているスケトウが下方修正されるとか、予想できない部分が出てくるということに関しては、データの種類のなか、量なのか、もうそろそろ何がしか新しいものを取り入れて評価の手順を変えていったらいいのではないかなというふうにも思います。

その中で漁業者が協力できるデータ、例えば、海域の水温であったり、魚探の反応のデータであったり、こういうものを水産庁さんなのか、試験場さんなのか、協力依頼していただければ、できる部分は最大限協力して資源評価に反映させていければなというふうに、自分の方では思っています。それは漁業者個人の判断だと思いますので、それぞれがお願いという形でできるものなのか。できれば、そういうふうに反映して、もっともっと精度の高い資源評価につなげていってほしいなというふうに思います。

以上です。

○田中分科会長 これは機構の方で何かありますか。

○水産機構底魚資源副部長 水産研究・教育機構釧路庁舎の塚本です。

漁獲量の予測値が下方に修正されたことに対しては、最初にちょっとお断りしますが、この20ページ下段の「将来の親魚量及び漁獲量の推移」の表であります。この値自体が平均値を示しておりまして、数値自体、幅がある中での代表的な数値を示しているところで、どうしても値自体はどんぴしゃになるということはないということをお断りした上で、特にスケトウダラ日本海北部系群につきましては毎年のように下方に修正されていくということが、非常に私どもも現実的なところで申し訳なく思っております。

これは端的に申しますと、将来予測というのはどうしても推定値を想定しておりまして、当初、直近年とか近いところを推定するのは加入量の調査結果を使っているんですが、この値よりも、実際に親魚まで育った資源が少なかったという状態で、全ての資源がちょっと下方修正になっているという結果になってしまっております。

今後というか、これまでも十二分に漁業者の皆様には御協力いただいている状態ではありますが、特に最近年で問題となります加入量の推定及び、1度若齢魚個体として加入した資源がどのような比率でちゃんと親まで育っていくかについては、近年の環境下におけるデータを蓄積することにより精度向上に努めていきたいと考えております。

以上であります。

○田中分科会長 よろしいですか。

本件につきましては私からも一言。分科会長というよりは研究者、同業者としてちょっと苦言を申し上げたいんですが、何年も下方修正というのはいかがなものかと。いや、本当に北海道の人は怒っていると思いますよ、これ。だから、そこはちゃんと改善しないと信頼関係を失われちゃうので、是非とも来年以降ないようにということをお願いしたいと思います。そうですね、本間委員。

○資源管理部長 資源管理部長の藤田でございます。

本間委員からおっしゃったように、ちょうど一昨年の暮れだったと思いますけれども、ステークホルダー会合で2つの意見がございまして、端的に申し上げますと、沿岸の漁業者の方は基本シナリオに基づいて繰越しありきと、沖合漁業者の方からは5年間固定という、その案に賛成するという2つの案がございまして、それをそのまま、両方の意見がございましてということでパブリック・コメントにもかけ、そういう意見がありましたという上で基本シナリオを採択するというので我々の方は昨年の資源管理分科会にお諮りしたということございまして、経緯からいたしますと、本間委員がおっしゃるように、漁業

者的にはTACがかなり上がっていくんじゃないかという期待をされていたんだというふうに私どもも認識をしてございますし、単年だけであれば、そこまでの話にはならなかったと思うんですけども、これまでの経緯からいたしますと、かなり、今まで説明した話と違う話が毎年のように出てきたというところが非常に残念でございまして、その辺りは我々の方もしっかり受け止めまして、水研さんと一緒にできる限りしっかり資源管理、皆様方と、関係漁業者と理解をして進められるように努力をいたしたいと思います。よろしくをお願いします。

○田中分科会長 それでは、ウェブ参加の三浦委員。

○三浦委員 全漁連の三浦ですが、聞こえますか。

○田中分科会長 聞こえます。では、三浦委員からどうぞ。

○三浦委員 すみません、この件に関してよろしいでしょうか。

○田中分科会長 はい、スケトウの件でしたらどうぞ。

○三浦委員 全漁連の三浦です。

この資源評価結果が変更になった理由について、調査結果を切り替えたことにより、資源評価のベースが変更となり、加入が減少したという説明がありましたが、評価のベースの変更等はステークホルダー会合でも議論したそもその前提であり、それらを大きく覆すこととなります。漁業者は今も漁獲圧も抑えながら操業しており、資源の下方修正は極めて重大な事態になります。

そうした中、この調査結果の変更については、意見交換会において説明資料も配付されず、漁業者からの質問で初めて説明がなされたということを知っています。

このようなことが頻繁に行われて、資料も説明されない、調査結果を切り替えたことも説明しない中でやっていくとなると、MSYの資源に基づく評価に対する漁業者の不信感というものがますます増幅されてしまいます。先ほどの回答を聞く限り、説明は頂いたのかと思いますが、納得・理解できていないという意味では、同じ結果かと思っています。そういう結果になりかねないということを危惧しているので、漁業者への理解と納得を得るために事前の丁寧な説明というものが不可欠だと思っています。

また、今日、2月8日に水政審でこのようなことが審議されているわけですが、それにもかかわらず、つい先日の1月26日の事前説明会の中で、初めて漁業者に説明がされました。こういうことが続けば、漁業者の不信感の増大に繋がるので、漁業者との意見交換

については十分な時間と期間というものを確保し、丁寧な説明を行っていただくようお願いいたします。

○田中分科会長 これは要望を承ったということによろしいですか。

それでは、お待たせしました。ウェブ参加の山内委員、どうぞ。

○山内特別委員 ありがとうございます。

2点ございまして、1点目は日本海系群の方で、昨年も、現行の資源管理の枠組みで10年以内に目標管理基準値を目指すというのはいかなる方策を取っても難しいということで、暫定回復ターゲットとして限界基準値を10年以内に達成するという目標をという御説明を頂いたところでした。この枠組みで推進しているということで、一方で、どうしても日本のスケトウダラというのは漁業管理の資源管理の枠組みから見ても、かなり持続可能性を担保できているかということをお問われたときに非常に難しい資源になっているということをおもっています。

そういう意味では、日本海系群もいかなる手段を取っても10年以内に目標管理基準値を達成しないところまで来てしまった、次の10年をどういうふうに限界管理基準値、1日も早く達成して、その次の目標管理基準値が適切にターゲットィングできるような体制に整えていくのかというのは非常に大切だと思う中で、これはもちろん現場の皆様の御苦勞との、あとまた経済的な最適化ということもあるかとは思いますが、 β が0.9であると2031年にどうしても親魚量の管理基準値を上回る確率が57%というところで、もう少し予防原則に基づいた、0.8とか0.7とか、下手したら、予防原則に基づけば7割とか8割の達成確率ということをお国際的には言われるわけですので、何かそういうところをどうしても取り入れないのか、又は今後限界管理基準値がしっかり整っていくという目測が立つところでいろいろと検討されていくのかということには関心があります。

β 0.9で10年間で限界管理基準値を目指すというのは決して厳しいものではなくて、かなりなかなか、まあ、妥協したポイントとして外からは見えてしまうということは1点述べさせていただきます。

それから2点目として、オホーツク海南部と根室海峡の場合には、どうしてもロシアの情報が不足しているということで、何度も塚本博士からも御説明がありましたけれども、一方でロシアが西ベーリング海のスケトウ漁業であったりですか、あとは以前、オホーツク海のスケトウダラ漁業で国際的な環境認証であるMSC漁業認証を取っているというところに非常に焦りといいますか、どうして、このMSCという認証を取るためには審査

の基準には限界管理基準値と目標管理基準値と、さらにそれを目指すべく漁獲戦略と、それを目指すときにどういうふうにコントロールするのかという漁獲コントロール・ルールまで入っていないと、それをしっかり科学的な根拠を持った証拠を持って示さないと認証は通っていないはずなんですけれども、そういうものがロシアでは一方で通っていて、日本ではそういったロシアの情報がなくて非常に苦労して、管理基準値すら設定できない。については、最適化というものに基づいた漁獲シナリオしか見られないというのはすごく歯がゆいといいますか、少し心配な部分があります。

そういう意味では、もう既に高橋委員などからも別の研究テーマでの共同という話もありましたが、ロシアでもこうした管理基準値をしっかりと設けるという体制で進んでいるとするならば、そういった科学的な情報共有と、それから一貫性ある管理基準値、管理戦略を立てていくという共同体制というのは、ここまで来ると非常に必要、かなり必須な要件になってくるのかなと思います。

そういう意味では、この先10年、20年、情報がないので管理基準値が設けられませんかという状態が続くということについては、持続可能性という意味ではこの資源を非常に心配しております。

以上です。

○田中分科会長 コメントを頂いたということによろしいですか。

○山内特別委員 はい。

○田中分科会長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

では、1つだけ質問があるんですが、資料3の18ページ、19ページ。これでもいいですけども、これMSY 4万トン、4.4万トンぐらいだったとすると、70年頃の漁獲量って10万トン以上あるわけですよ。18ページの上の図です。漁獲量。そうすると、その差額の分だけは減るというわけですよ。ですから、これざっと10年分足すと七、八十万トンぐらい減った計算になるわけですよ。そうすると、この前の60年代も同じぐらい獲れたとすると、ざっと100万トン、百何十万トンぐらいか減ったはずということになって、そうすると初期資源量は二百何十万トンくらいになるような計算になるんですけども、MSYの値の図を見ると、まあ、これは親魚量なので多分その半分ぐらいだと思うんですが、軽く100万トンぐらいは親の量が初期資源量になるんじゃないかというふうに推察される

わけです。何となくつじつまが合っていないような気がするんですが、御検討いただければと思います。つまり、60年頃はもう初期資源量じゃなかったはずなので。

ほかはよろしいですか。ウェブ参加の方もありませんか。

木村委員、どうぞ。

○木村委員 計算する基準値が変わったということですが、元のまま計算したらどうなったかというシミュレーションはやっているのでしょうか。

○田中分科会長 キャリブレーションやったかどうかと。塚本さんの。

○水産機構底魚資源副部長 すみません、基準値が変わったというのは、ちょっと……。

○木村委員 基になったデータを変えて、そうしたら厳しくなったというお話を今いろいろな方から御指摘いただいているんですけども、それを元のままで計算したらどのくらい、どうなっていたのかというような計算はやっているのでしょうかということなんですけれども。

○水産機構底魚資源副部長 すみません、元のデータを変更して厳しくなったというわけではなくて、将来予測の値がどんどん、毎年漁獲データとかが更新されることによって見直しされるわけで、その結果として資源量が、昨年度の資源評価に比べて今年度の資源量が減ったという結果が、推定値が少なくなったというのが結果で、田中先生のお話はこの19ページの資源の動向についてのグラフを見ていただきますように、過去、漁獲量が非常にあった時点というのは確かに言うほど親魚量も漁獲量に比してめちゃくちゃ多くないんですが、再生産成功率を見ますと、ちょうど1980年代から90年代にかけてというのは、ある一定の親に比べて子供が非常に順調にというか、多く加入した年代であって、ある意味、獲っても獲っても魚が湧いてくるような状況でありました。それに比して、近年では2000年代以降になります。R P Sという再生産成功率が非常に悪い状況が続いております。その中で2000年代前半では、そういう悪い状況にもかかわらず比較的漁獲圧が高い状況で、この時点でかなり資源にダメージを与えたという状況であります。

そして、2010年以降につきましては漁獲圧自体は右肩下がりに変更しておりますが、このときは非常に再生産の成功率が低い年代が続まして、どうしても見積みよりも資源状況がどんどん悪くなるような状況で、結果として非常に資源評価が毎年のように下方修正となってしまうような状況となりました。

どうしても私どもの資源評価としましては、これから新規で加入していく資源というのを見積もっているんですが、その値自体が結果としてはちょっと楽観的だったのかなということとなっております。

すみません、これでお答えになりましたでしょうか。

○木村委員 はい、分かりました。その点を丁寧に説明していただくと、今多分、漁業者の方々と水研の結果とは少し齟齬があるような感じが実は私はしていて、何か今までと違う評価軸を持ってきたから下方修正しなくてはいけなかったというようなニュアンスに捉えられてしまうのは非常によくはないことなので、そういうふうな予測値があったとしても、新しいデータが入れば下方修正されるのはある意味では当たり前のことなので、と私は理解するんですけども、その点、丁寧に説明された方がよかったのかなという気がしました。私自身は納得しました。

○水産機構底魚資源副部長 ありがとうございます。

○田中分科会長 多分、私の質問の意図はよく理解していただいていると思いますけれども。1980年の前にプラス、減少した量を足すと150万トンぐらいになると。さらに、60年代まで遡るとMSYが純増加量なので、獲った量は漁獲量と——まあ、利息と元金ですよ、漁獲量というのは。で、MSYは4.4万トンなので、10万トンを獲ったら5万6,000トンは元金から獲っている計算になるわけです。ですから、それが10年あると、56万トンプラス、最低でも減ったはず。ということは、逆に言えば、60万トンにプラス、60万トンぐらい最初いたはずだと、10年前は。しかも、60年代まで遡ったら、更に60万トン多いだろうと。そうすると、このMSYの絵が何となく60年代時点にはもう初期資源量を上回っていたのかというような計算にならないかと、そういう質問です、単純に言えば。まあ、ここで議論するような話ではないので、どこかで御検討いただければと思いました。

○水産機構底魚資源副部長 はい、了解しました。

○田中分科会長 川越委員、どうぞ。

○川越特別委員 兵庫県の県底の川越です。

私は底びきを営んでおまして、人ごとではないなど。今の本間委員の言われることは、ひしひしと感じられます。

そういう中に今回のステークホルダーで5年方式が反対だったという中で、さっきの資源管理部長の答弁の中で、前回の決定はステークホルダー会議を通して5年間で決定した

んですか。前年度の場合は5年間方式で決定でやったと。それについての不満があるということですか、漁業者の。

○資源管理部長 ステークホルダー会合では、2つのオプションがあったんです。それが5年間数量を固定するという話と、基本シナリオに基づいて毎年の資源量に応じてTACが変更するという、その2つのシナリオがありまして、最終的には基本シナリオの方を採用したと、そういうことです。

○川越特別委員 そういう中で、私の方でも説明を全部聞いている中で、少ない資源の中でも現場の努力によってこういう、少し資源量の上向きが見える中に、どうして今年のTACは下げられるのかなと、それは私なりに思います。やはり現場がそこまで努力している中で、少し上向きがある中では、せめて前年度ぐらいのことは維持させてやるべきではないでしょうか。何かやはり、私も当事者として、私も底びきを経営して、私も今、現役の漁労長でやっています、はっきり言って。そういう中に現場が努力することを評価してあげることも大事じゃないでしょうか。私はそう思います。そうせな、これから先、国がどういう方針を持ってきても、国の言うことなんか、もうやっつけられないやというような話になったときには、なかなかうまく資源管理はできないと思いますよ、はっきり言って。

私もこの説明を聞いていると、日本海側の方はこれ納得したのかなと思われて、不信感を持っていたんですけども、先ほどの本間委員の話を知ると、どうも不満があるみたいです。

パブリック・コメントで155件中にスケトウダラの方は1件しかないという説明がありましたので、全く皆さん、これ物すごい理解があったのかなと思えば、そうしたら三浦さんが言われるとおり、事前説明が、そんな1月26日に言われても困るよみたいなことを言われて、確かにそうだと思います。なかなかいろいろな、ズワイガニでもそうですけれども、ステークホルダー、ステークホルダーと、検討手法会議だと言うんだけど、そこでばつと持ってこられても、はっきり言って、そこでは皆さんなかなか理解もできない。そこで1つにまとまった、意見は集約もできない。ただ本当に水研センターの説明会だけに終わってしまっている。もう少し事前の、いろいろな業界業界の話合いの場を持って、それからステークホルダーに向かってほしいと私は思うんです。

今までこうやってステークホルダーに何回か出席するんですけども、だから、そこで何か言っても、それがどういうふうにして水政審に上がってくるか、そこまであまり対応

されていないような感じもされるし、ただ、一応手法的に現場の意見は頂きましたというぐらいな検討会議だったら意味がないと思います、はっきり言って。スピード感を持ってやれやれと言うんですけれども、現場の意見をもう少し聞いてやってほしいんです。おまけに少しでもそういう努力をして漁獲量とか資源量が上向きであるところについては、そこを評価して、これから先ももっと努力してほしいなというような目標値を設定してあげるべきだと私は思うんです。会長、よろしく。

○田中分科会長 御意見を承ったということでよろしいですか。水産庁にも少し、水研機構の方にも、説明ももうちょっとうまくなるように御尽力いただくということで。突然出されても、直ちにはなかなか理解できませんから。少し前に何か。例えば、ウェブ上で事前に説明したものを公開するとか。そうしたら当日聞かなくても予習ができるので、少しは理解が早まるだろうし。まあ、時間的な問題もあるんですけれども、もうちょっと工夫が要るんじゃないかなと思います。

まだまだ御意見があるようで、ウェブ参加の佐々木特別委員、どうぞ。

○佐々木特別委員 ありがとうございます。スケトウダラ、かなり皆様努力してこられたのだなという跡がうかがえて、とても勉強になりました。ありがとうございます。

すごく初歩的な質問で申し訳ないんですけれども、オホーツク海南部と、あと根室海峡の資源について、資源の最適利用を図られるような管理方法というような御説明があったんですけれども、すみません、私これがよく分かっていなくて御説明いただきたいなと思いました。

それが数字を見たときに、例えばオホーツク海の方では漁獲実績とTACがほぼ似たような数字になっているんですけれども、その中で例えば期中改定があるというふうに書いてあるんですけれども、これも最適利用に関わることなのかなと思ったり、あと根室海峡の方は漁獲実績に比べてTACが全然大きい数字になっているようなんですけれども、この関連性といいますか、なぜこのような乖離が起こっているのかということをお教えいただければ幸いに存じます。よろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。御質問ありがとうございます。

まず、「我が国漁船の操業水域に分布する資源の最適利用を図られるよう漁獲を管理」というところの意味するところでございます。

こちらについては、またがり資源です。いずれについても、主な産卵場あるいは分布域は、ロシア側というか、日本漁船が操業していない海域にあると。日本の漁船は資源の分

布の縁辺部で獲っているということで、ここの意味するところというのは、日本の漁船が操業できる水域にたくさん来たとき、あるいは、いるときには獲れるようにしましょうという考え方でございます。

そういったところで、近年の最大実績を考慮して漁獲可能量を算定するというところでございますけれども、こちらスケトウダラのオホーツク海南部と根室海峡で資源の状況、全体は捉えられないわけですが、日本の漁船が操業している水域の状況というのは、状況としては、随分異なる形になっております。

といいますのは、まずスケトウダラオホーツク海南部でございますけれども、こちら資料3-1のセットの24ページを見ていただければと思いますが、指標値としては、近年、非常に高い、ここ2、3年高い状況となっているということでございます。こちら、近年の最大実績で当初TACを設定するんですけれども、期中に非常に獲れ方がよいという状況になれば、それに応じて期中改定も行っていると、予測値を出して、それに見合う形での期中改定で増やすということをやっております。そういったところが近年の状況ということで、指標値に合っている形となっていると。

一方で、根室海峡ですけれども、こちらは同じ資料の28ページを見ていただければと思いますけれども、指標値としては、近年、非常に、最低レベルの状況になっていると。この原因についてはいろいろ考えられるところもあるかもしれませんが、状況としてはそうなっているという中で、近年の最大実績ということで、これまで2011年の実績をベースに2万トンという形でずっと設定をしてきたわけですが、その後、2011年以降下がって、近年では5,000トン内外の実績になっているという状況です。さすがに11年前の数字、10年以上前の実績を、ずっと「近年の」ということで使い続けるというのは適切ではなかろうということで、取りあえず、今年、来年の考え方としては10年で切って、10年前の1万4,000トン何某に応じて1万5,000トンに減らした形でのTAC設定としているという状況、考え方でございます。

説明は以上でございます。

○田中分科会長 佐々木委員、よろしいでしょうか。

○佐々木特別委員 はい、分かりました。つまり、ほかのMSYに準じて、従った管理とは全く違って、上限を厳しく設定するというような考え方ではないということですね。

○田中分科会長 どうですか。

○資源管理推進室長 こちらの2つのまたがり資源については資源全体の状況を捉えて基準値等々、あるいはABC等の算定できないということで、異なる考え方でシナリオということを選択していると。それに基づいて近年の最大実績に応じてTACを設定する。漁獲が期中でも、よいときについては、それに応じて期中改定も行うということで、ほかのしっかりした資源評価を行って数量を出して設定しているものとは異なる扱いをしているということで御理解いただければと思います。

○佐々木特別委員 理解しました。どうもありがとうございます。

○田中分科会長 国際資源でもデータがないやつは、何か漁獲実績に基づいて定めるということもよくありますが、そのうちの1つと思います。

あと、三浦委員どうぞ。

○三浦委員 すみません、三浦です。

先ほどの水研機構さんの説明では、TACを下方修正したことについては、データを更新したことによるものという説明があったかと思います。これは26日の事前説明会に出席した漁業者から聞いたことですが、漁業者の理解では調査結果を切り替えたという説明があったと聞いています。稚仔魚のデータから親魚のデータに切り替えたことによって、このような下方修正になったという説明を受けたと聞いておりますが、先ほど木村委員が言ったようにデータを切り替えなかったら、どういう結果になっていたのかということをお教えいただきたいです。よろしくをお願いします。

○田中分科会長 どうぞ、塚本さん。

○水産機構底魚資源副部長 水研機構、塚本です。

私が26日時点でいたしました説明とは内容がちょっと異なっていると思うんですが、今回の推定値、資源量が昨年度の資源量より下になった結果というのは、昨年度時点で資源量を推定しておりました年級群が、もともとは加入量調査の結果によって1年前、2年前は推定していたんですが、それが年を越すごとに大きくなりますと、そのときには今度は親魚量の直接推定調査の方の指標値を使って推定するようになります。

したがって、2歳魚及び3歳魚の時点では小さい魚用の調査の結果、そして3歳、4歳、5歳になっていくと親魚をターゲットとした調査の結果を指標値として使うようになります。そのため、ちょうど加入量、小さい魚の量を調べる調査で行っていた推定資源量から親魚の方の調査結果で得られる推定資源量への切替えによって、ちょうど資源量が少なくなったように計算されたということでもあります。

これ以上ですと資料とか、説明時間、かなり時間を要しますが、どうでしょうか。
以上であります。

○田中分科会長 願わくば、漁業者が1度聞いて分かるような易しい説明があると。すっと分かるような、1回聞けば分かります。できれば、そういう説明が望ましいわけなんです。それには多分時間が掛かると思いますし、この場ではこれぐらいにさせていただければと思います。

例えばですけれども、これパワポで説明するのであれば、パワーポイントは音声を入れられるわけなので、「この図は資源評価の流れを説明する図で」と言って、何か「これこれかくかくしかじかです」というような易しく。長くてもいいですけれども、公開してもらえれば事前学習できるわけだし、私なんぞは授業でそういうのを使ってやっています。コロナで授業できないので。1時間半しゃべって。

ですから、そういうふうになれば大分理解も進むだろうし。こういうふうに形式的なのではなくて、易しい図、絵とかで説明すれば、今の話もきっと分かってくるんじゃないかなと思いますけれども。

それは今すぐできないので、今後の課題ということでよろしくお願いします。

ほかはよろしいですか。

もうこの議題だけで1時間半以上掛かった。議論も一応出尽くしたようなんですが、いろいろ御要望も出たところではありますけれども、先に説明があった、すけとうだら日本海北部系群の再建計画について、それから、あっ、ほかにもありますね。すけとうだら各資源の令和4管理年度のTAC設定とその配分について御承認いただけますでしょうか。まあ、たくさん意見が出たので条件付ということになるろうかと思えますけれども、いろいろ御検討していただく宿題が出たと思えますが、来年度に向けてですね。

よろしいですか。

(異議なし)

○田中分科会長 ありがとうございます。なければ、特段異議がないということで、条件付ではありますが、決定したいというふうに思います。

それでは、もうお昼近くなっちゃいましたが、続いて、スルメイカについて事務局から資料の説明をよろしくをお願いします。

○資源管理推進室長 それでは、続きまして、スルメイカ2系群の資源評価結果について水産研究・教育機構の大島副部長から御説明をお願いします。

○水産機構浮魚資源副部長 ありがとうございます。水産研究・教育機構の大島と申します。スルメイカのことについて発表させていただきます。なるべく1回聞いてお分かりになるように説明しようと心掛けてまいりますので、お願いいたします。

資料は資料3-6、3-7、3-8と3つの資料にまたがって説明いたします。

資料3が一括でとじられている資料の29ページから始まりますので、そちらを御覧ください。

まずスルメイカの秋季発生系群の資源評価更新結果について説明いたします。

ページをめくっていただきまして、右下にスライドの番号があります、3番にいきます。

まずスルメイカの分布域についてですけれども、この秋季発生系群に関しては分布域が主に日本海にあります。産卵場は日本海西部、そして東シナ海北部となります。季節に応じて南北に回遊いたします。

スライドが移りまして4番、次は漁獲量の説明に入ります。こちらを御覧になりまして緑色の領域は日本と韓国の漁獲量の合計、そして青は中国漁獲量——こちらは仮定値となりますけれども、15万トンの部分を示しております。

まず日韓の漁獲量に関してですけれども、96年に31.8万トンとピークを迎えて、2006年以降、減少傾向となっております。2020年の日韓の漁獲量は5.4万トンとなっております。中国の漁獲量の仮定値を含めると20.4万トンになります。

それでは、5番のスライドに移ります。こちらは左側に資源量、右側に親魚量を示しております。

資源量は生まれて漁場に入ってきたときの加入量と解釈してください。親魚量は漁業によって減らされて最後生き残って産卵に参加したものの量だと解釈してください。どちらも、資源量も親魚量も同じような経年的な変動を示しております。2006年以降、資源量、親魚量ともに低下いたしまして、特に親魚量の方を御覧になっていただきたいんですけれども、2006年以降、目標管理基準値も下回る——目標管理基準は後ほど示しますけれども、目標管理基準値案を下回りまして、4年間は限界管理基準値近くまで低下したと。最後の2年間、2020年、2019年に関しては資源が若干増加いたしまして、ちょうどこの目標管理基準値案のところに回復したという状況でございます。

それでは、ページが変わりまして、スライドの7にまいります。秋季発生系群に対して適用しております再生産関係です。本系群の再生産関係については、ホッカー・スティック型の再生産関係を適用しております。こちらの横軸が親魚量で、縦軸が加入量。加入量

は先ほど言いましたけれども、資源量と同じです、を示しております。ある程度の、30万トンのところまでは親魚が増えるに応じて加入量も増えていって、30万トンよりも親魚量が大きくなりますと加入が一定になるような関係を示しております。

スライドが移りまして8番です。MSYと管理基準値について示しております。端的に説明いたしますと、こちらの先ほど説明した再生産関係によって推定されます目標管理基準値案、限界管理基準値案、禁漁水準案は下にある表の一番右側に示されておりました、例えば目標管理基準値案でありますと、そのときの親魚量は32.9万トンということになります。こちらの目標管理基準値に応じて示した神戸チャートが9番目のスライドになります。現在値に関してはこの青い丸で示しております、先ほど説明したとおり、最後の2年間はこの目標管理基準値案を上回っております。さらに、漁獲圧も目標管理基準値案を実現する漁獲圧より下がっているということで、この緑色のゾーンに青い丸があるというのがお分かりになるかと思えます。

こちらが現在の秋季発生系群の資源状態であります。

スライドが移りまして、10番のスライドです。ここから先は将来予測に関する話となります。

まず、こちらは漁獲管理規則について示しております。特に上の図の方を御覧ください。漁獲管理規則に関しては将来どのような規則によって漁獲するかというものを示したものでありまして、横軸が親魚量、縦軸が上の図でありますと漁獲圧を示しております。親魚量が限界管理基準値以上では一定の漁獲圧で漁獲して、限界基準値を下回りますと禁漁水準に向かって直線的に下げるような、漁獲圧を下げるような漁獲管理規則案によって将来の漁獲を行います。

それでは、次のスライドに移りまして、スライドの11番。こちらは、先ほど示しました漁獲管理規則案に基づいて行った将来予測の例でございます。左側に将来の親魚量、右側に将来の漁獲量を示しております、それぞれの1万回のシミュレーションを行いまして、それぞれの年の平均値をこの太い赤線。これは管理した場合です。現在のままでいった場合というのは青い太線ですけれども、平均的にこのような挙動を示すということでございますけれども、この薄い赤線、あるいは青線で示したのが、これが実際の1回1回のシミュレーションで、これを御覧になって分かりますとおり、スルメイカは非常に変動が大きいので、大きく変動しているというのが分かるかと思えます。

スライドが移りまして、スライドの12番、こちらが将来予測の結果を取りまとめた表でございます。上に平均親魚量、下に平均漁獲量を示しております、まず上側の平均親魚量です。

スルメイカに関しては短命、1年の寿命ですので、2つの管理目標を置いております。まず一般的に使う、10年後に親魚量が目標管理基準値案を上回る確率、もう1つ重要なものとしては5年後です。ここでは緑色で示していますが、2026年に親魚量が限界管理基準値案を上回る確率と。両方考慮いたします。

こちらに基づいて考えますと、10年後に目標管理基準値、そして5年後に限界管理基準値を50%以上の確率で上回るのは β が0.7です。上の表の下から3番目、0.7のときに両方満たすということになっております。

下の表は、そのときのそれぞれの調整係数の下での漁獲量というものを示しております。

今回、スルメイカの資源評価では、昨年、研究機関として提示した管理方策というのは承認されなくて、今回宿題をやってきたということでございまして、この基本的な漁獲管理規則のほかに代替漁獲管理規則、すなわち3年間漁獲一定方策、もう1つは獲り残し割合一定方策というのも検討しております。そちらの結果をこの後のスライドでお示しいたします。

ページが移りまして35ページ、13枚目です。

では、まずそれぞれ、獲り残し割合一定方策、漁獲量3年間一定方策でどのようなルールの下で漁獲をするのかというのを示したのがこの下の2つの図でございます。

左側が獲り残し割合一定方策でございまして、親魚量が禁漁水準案以上では一定の獲り残し割合、このケースでは黒の太線で示していますが、獲り残しを37%と置いていますけれども、こちらのルールを示していると。右側が漁獲量3年間一定方策のルールを図式化したものでございまして、こちらに関しては先ほど示しました基本的な漁獲管理規則と同じものを使っています。こちらによって漁獲圧を決めるのが、すなわち3年に1回決めるということになります。

それでは、結果の方に移ります。ページが変わりまして、15枚目のスライドを御覧ください。36ページになります。

まず、獲り残し割合一定方策のパフォーマンスについて示します。なぜパフォーマンスを示すかといいますと、すなわち、代替となる漁獲管理規則が基本のシナリオに対して

——基本というのは先ほど最初に示しました基本的な漁獲管理規則の下でのシナリオです——に対してどれぐらいのパフォーマンスがあるのかというのを示しております。

パフォーマンスの評価の仕方としては、表の上の列のところ、上の行のところにあります目標達成確率というのを見ます。そしてもう1個、右端の方にリスクというのも御覧になれるかと思えますけれども、この両面で見えていきます。基準となるシナリオ、先ほどの基本的漁獲管理規則で、かつ、調整係数が0.7のときにどのようなパフォーマンスになっているのかというのをこの赤字で示しております、その対となる獲り残し割合の方策をこの下に示しております。

まず見るべきものは、目標を達成すると同時に、リスクに関しては基準シナリオと同等、あるいはそれ以下になるものというもので評価していきます。それで見ますと、獲り残し割合を40%としたとき目標を達成いたしますし、さらに、リスクに関しても基準シナリオと同じぐらいになるということになります。ということで、獲り残し割合一定方策に関しては、40%以上であれば基準シナリオと同等のパフォーマンスが得られるということになります。

スライドが移りまして、16枚目のスライドになります。こちらは、漁獲量3年間一定方策のパフォーマンスについて示しております。先ほどの表と同じとおり、一番上の赤字の部分は基準になるものです。その下に3年間一定方策で調整係数を変えたパターンについて示しております。リスクと目標達成を両方見まして、リスクが基準シナリオと同等となるのは、 β が0.4以下になるときにリスクは基準シナリオと同等、あるいはそれ以下になるという結果となりました。

以上、こちらが代替漁獲管理規則に基づく結果、将来予測の結果となります。

もう1つ、ページが移りまして37ページ、こちらに関しては簡単に説明します。

今度、外国がどんなTAC管理、どんな管理をしているのかというのを調べまして、それをスルメイカ秋季発生系群について適用した結果というのを示しております。

すみません、スライドの18番目に移っていただいて、先ほどのスライドでどのような計算をするかというのを示しております、結果がこちらに示した18枚目のスライドになっております。基本的に考え方としては、過去の漁獲割合を参照したり、あるいは過去の最高の漁獲量を参照したりして一定のTACを決めると。つまり、年にかかわらず同じようなTACを決めるんですけれども、その計算に基づくこのような結果になると。この表の右半分の方が試算値ということになります。

基本的に、これら計算されている漁獲量というのは近年の漁獲量を大きく上回っておりまして、例えば、では、その最小のもので将来一定で管理したらどうなるのかというのを示したのが20枚目のスライドになります。最小のTACで将来漁獲したとして将来予測を行いまして、リスクがどれぐらいあるのかというのを検討した結果がこの結果になりまして、表の左側の2つが例えば禁漁水準、あるいは過去最低の親魚量を下回る確率というのを示しております。

これらを総じて見ますと、基本的な漁獲管理規則、あるいは代替的漁獲管理規則に比べて非常にリスクが高い、リスクが結構あるというような結果であるということが分かりました。

以上が秋季発生系群の結果となりまして、次に資料3-7に移りまして、スライドの3番、40ページに移ります。

まずスルメイカの冬季発生系群の分布ですけれども、太平洋に主に分布しまして、産卵期に向かって日本海側、あるいは太平洋側を使って南下していくという資源でございます。

スライドの4番、こちらは漁獲量です。本資源に関しては日本、韓国、ロシア、中国が利用しております。それぞれの国の漁獲量の合計をこのグラフによって示しておりまして、先ほどの秋季発生系群と同様に、90年代と2000年代までは非常に漁獲量が多かったんですけれども、2015年以降、漁獲量が低下しているという状況でございます。

最新年でありますけれども、2002年の漁獲量の合計値は5.9万トンということになっております。

それでは、40ページのスライド5、資源量と親魚量です。両者とも似たような変動を示しております。特に親魚量に関して見ますと、2015年以降大きく減少しておりまして、現在の親魚量ですけれども、限界管理基準値を下回っている低い水準にあるということが分かります。

スライドが移りまして、スライドの6番。こちらは冬季発生系群に対して適用いたしました再生産関係を示しておりまして、先ほどと同じ、横軸に親魚量、縦軸に加入量を示しております。こちらの関係ですけれども、親魚量が増えるに従って加入量も増えていきますが、ある程度の親魚量を超えますと増加する割合が低下していくというものになります。

スライドが移りましてスライドの7番、今度はMSYと管理基準値です。先ほどのベバートン・ホルト型再生産式を使って推定いたしました管理基準値がこの表で示したような

ものになっておりまして、目標管理基準値案ですけれども、こちらに関しては23.4万トンという形で推定されております。

この目標管理基準値案に基づいて見ます資源状態というのは、スライドの8番の神戸プロットでございます。横軸に親魚量の状況、縦軸に漁獲圧の状況です。最新年は青い丸で示しておりまして、御覧になって分かりますとおり、親魚量に関しては目標管理基準値を下回っているし、漁獲圧に関しては目標管理基準値を実現する漁獲圧よりも高い状態、すなわち青い……すみません、8番目のスライドをお願いいたします。申し訳ありません。

左側に現在値が見えます。青い丸で囲ったところでございます、現在に関しては資源量、親魚量は目標管理基準値を下回っていますし、漁獲圧は目標管理基準値を実現する漁獲圧を上回っているという状況でございます。

ページが変わりまして、スライドの9です。こちらが今度は基本的漁獲管理規則です。説明に関しては先ほどの秋季発生系群と同じようなものになります。こちらの漁獲管理規則によって、あとは調整係数を変えることによって行った将来予測の結果はスライドの11番、44ページに示しております。管理目標も同じで、5年後に限界管理基準値、10年後に目標管理基準値を上回る確率で評価いたします。

こちらを見ますと、10年後に目標管理基準値、5年後に限界管理基準値を50%以上で上回るのは、 β が0.5のときとなっております。下がそれぞれの調整係数、 β で予測した将来の平均漁獲量というものを示しております。

この後の代替漁獲管理規則における基準シナリオというのは、この基本的漁獲規則における調整係数が0.5を基準とします。

次に代替漁獲管理規則の、まずは獲り残し割合一定方策の結果に移りますと、そちらはスライドの14、45ページです。一番上に基準シナリオ、赤字で示しておりまして、その下に獲り残し割合一定方策で行った場合というのを示しております。

まず目標達成確率、さらにリスク、両面で評価いたしますと、リスクが基準シナリオと同等、あるいはそれ以下になるのは、獲り残し割合を52%以上とした場合という結果となりました。

一方、漁獲量3年間一定方策の結果というのは15番目のスライドでございます、こちらに関しては β を0.4以下としたときに資源減少のリスクが基準シナリオと同等、あるいはそれ以下になるという結果でございます。

以上が基本的漁獲管理規則、代替漁獲管理規則に基づく将来予測の結果となります。

先ほどの秋季発生系群と同様に、外国例を参照にしてTACを試算した結果というのが17番目、18番目のスライドで示しております。すなわち、それぞれの場合において計算した2021年のTACの値となっております。

こちら先ほどと同じで、最小のTACで将来それを一定にして漁獲した場合の結果というのが最後のスライド、19番目に示しております。こちらに関しては6.9万トンで将来一定で漁獲するんですけども、こちらでやった場合でのリスクというのは、どちらも資源減少のリスクが非常に大きいと、禁漁水準も下回る確率が高いですし、当然、過去最低漁獲量も下回る確率が大きいという結果になっておりまして、こちらに関しても外国の例を適用するのはちょっと厳しいという状況でございます。

最後の資料になりますけれども、もう1点検討したものがございまして、スルメイカというのは単年生で変動が大きいと。非常に予測が難しい。では、モニタリングしたらどうなるのかというのを検討した結果がこちらの結果になっております。

モニタリング、どうやってモニタリングするかといいますと、調査によってモニタリングして、そのときの資源状態を知るということを検討いたします。

49ページのスライドの2番目、こちらについてですけども、それぞれ秋季発生系群、冬季発生系群に用いた調査の調査範囲を示しております。上が秋季発生系群、下が冬季発生系群の調査場所で、この色の付いたポイントが過去に行った全ての調査ポイントを示しております。非常に広い範囲で調査を行っています。

それぞれ調査の時期ですけども、秋季発生系群は6月、7月、冬季発生系群に関しては5月、7月となっております。

結果に入ります。まず、では秋季発生系群の予測のモニタリングの精度——精度といいますか、パフォーマンスがどれぐらいなのかというのを示したのがこの図でございまして、まず上の青い四角で示したのが、これは2019年から2020年の早期モニタリングをした場合のスケジュールを示しております。基本的にスルメイカの資源評価は漁期年というのを使っておりまして、4月から翌年の3月——これは管理も一緒ですね——で資源評価を行っておりまして、11月に基本的に資源評価を行います。それによって翌年の資源量を予測したもの。その予測したものが下の折れ線図で青い太線で示したものが、ある年から翌年の資源量を予測した結果を示しております。

そして、早期モニタリングです。7月に分かるんですけども、早期モニタリングで捕捉したものがこの緑色の太線で示しております。さらに、資源量の確定値というのをグレ

一の丸で示しております。こちら当初の予測、青色と緑を見ますと、緑に関しては、この早期モニタリングの調査というのは基本的にそのまま資源量の計算の結果に使われますので、ほぼというか、基本的に合います。ただし、ここで示す2019年に関しては資源の分布が例年違って、大きく違ったと。すなわち、大陸側にどうもスルメイカが多かったと考えられる年なんです。このようなことがありますと、普通はパフォーマンスのいいモニタリング調査でありましても外してしまうということがあります。まずそういう問題があります。

というのと、あとは、ではそれがどれぐらいのタイミングで分かるのかというのを示したのがこの上の青い四角で囲いましたオレンジの部分です。オレンジの部分というのは漁期を示しております、濃いオレンジは漁期の盛期を示しております。

これを御覧になって分かりますとおり、ちょうど漁期盛期のど真ん中のところで分かる。実際に、ではこのモニタリングの指標が分かって管理に生かせるのは、もうちょっと後になってきます。すなわち、パフォーマンスとしては、早期モニタリングの指標としてはパフォーマンスはいいのですが、分かるタイミングがちょっと遅いと、かなり遅いと。ということでタイミング的な問題がありますというのがこの結果から言えます。

それでは、スライドが移りましてスライドの4番です。今度は冬季発生系群です。

冬季発生系群に関しても、先ほどのスケジュールに関しては2019年と2020年の例ですけども、同様でありまして、2019年の資源評価によって、例えば2020年の資源量を予測するということになります。

資源評価によって予測したのが青色です。早期モニタリングで把握したのが緑色の折れ線になっています。実際の確定した資源量はグレーの丸になっておりまして、全体として見ますと、緑の方が若干パフォーマンスがいいような年というような感じになるんですけども、例えば2016年、2017年に関しては実際の確定値よりも外れていると。なので、資源の全体的な水準、例えば高いとか低いとか、中ぐらいとか、それぐらいは分かるんですけども、実際それによってTACを変えるぐらいのものにはなりづらいというのが現状であります。

この結果をまとめたのがスライドの5番でございまして、先ほど問題点を述べましたけれども、このような問題点になっていると。秋季発生系群に関しては時期がちょっと遅過ぎると。さらに、冬季発生系群に関しては精度が悪くなる年も結構出てくるというのがあります。ただし、だからといって、これらが使えないのかということではなくて、早期の

資源水準の判断だとか、例えば非常に資源が悪いよというときの緊急ルールの発動のためのツールとしての可能性は今後あるというのが今回の結果から言えることになります。

以上で発表を終わります。ありがとうございました。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

それでは、ただいまの資源評価結果等に基づきました資源管理基本方針の別紙の説明、それに続けて、TAC設定、令和4管理年度のTAC設定について御説明をいたします。

まず、資料2-1のセットを御覧ください。

3ページ目から新旧表の形で別紙の改正部分をお示ししてございますが、御説明については13ページ、資料2-2、表の形で取りまとめたものを御用意しておりますので、これに基づいて御説明をいたします。

まずこの中身の説明に入る前に、新たに委員になった先生方もいらっしゃいますので、去年の状況、要は令和2年度の資源評価を受けてどういう話がこの分科会でもあったかというのを御紹介しておきたいと思えます。

令和2年度の資源評価について、MSYベースでのやり方ということで新たに行ったわけですけども、このやり方でデータを1年分更新したところ、秋季発生系群のABCが約3倍に大きくなったというような結果となりました。当初計算されていたのが約6万トンであったのが18万トンになったというのがございました。

そういう状況を受けて、この方法で、このまま5年間のシナリオを決めていいのかというところもございましたし、あと周辺諸国の漁獲についてどう扱うのかというような課題もございまして、令和3管理年度、今年のTACについては暫定的に前年同ということで5万7,000トンで設定をして、1年間掛けて、この資源評価、あるいは管理の方法を見直すということとさせていただいたところでございます。

その背景としては単年魚ということで、資源自体が毎年変動するというのもございまして、それを評価の中で予測していくということ、あるいはそれに基づいて管理していくものの難しさというのがございました。あと外国との関係についてもどうするのかというのは大きな問題であったというような背景があったと認識をしております。

昨年、1年前の分科会ではこういうことを受けて、資源評価については漁期直前なり、漁期の初期に加入量を調査で把握をして、一定程度残り残すというような考え方もあるんじゃないかというような御示唆も頂きまして、それを受けて先ほど大島副部長から御説明がありました、早期モニタリングの結果は使えないのかというような御検討もしていただ

きましたけれども、結果としては精度の問題、あるいはタイミングの問題で、こういったものを使ってTAC設定をする、あるいはTACを期中改定するというのは難しいというふうな結論となったところでございますし、あと外国の方法です。北米のアメリカ、カナダで用いられているような方法についても、置かれている状況等違うということで、なかなかこれを適用することにはならないだろうという考え方に至ったところでございます。

そういったところでステークホルダー会合を、去年、秋と12月に2回開催したんですが、そこでは、先ほど大島副部長から御説明いただいた3つの考え方、基準シナリオ、 β で毎年更新していくというものと、獲り残し割合を一定にするというシナリオ、あと3か年固定のシナリオ、3つを提示をいたしまして議論させていただきました。結果としては、3年固定のシナリオと、あと基準シナリオで毎年変動させるパターン、この2つを支持する御意見がございまして、パブリック・コメントについても、両論併記で手続に付したところでございますけれども、結論としては、水産庁としては、この管理を安定させるという観点から3年間漁獲量を固定するという案が適切だということで本日諮問させていただいているところでございます。

それでは、中身のこの概要の表に基づく説明に入らせていただきます。

まず、スルメイカについてはこれまでと同様に1本、評価としては秋季系群、冬季系群の2本で、2本それぞれに計算しておりますけれども、管理としてはスルメイカ1つでの管理とするということでございます。

こちらはスルメイカ、再生産自体は周年行われていて、2つの大きなピークが秋と冬にあるということで、評価自体は分かれていますけれども、産卵場であるとか分布域、時期等重複しているということで、一体の管理としても、いずれか一方への漁獲圧が著しく増大することにはならないだろうという考え方に基づきまして1本の管理ということでございます。

管理年度は、これまでどおり4月から翌年3月ということです。

各種の基準値、資源管理の目標ということで書いてございますけれども、こちらは資源評価結果で導かれた目標管理基準値、限界管理基準値、禁漁水準値、それぞれ系群ごとに定めるという形としております。

続きまして漁獲シナリオですけれども、こちらは繰り返しになりますが、3年固定のシナリオということで、基準としては10年後に50%以上の確率で目標管理基準値を上回り、

かつ、5年後に50%以上の確率で限界管理基準値を上回るということで、漁獲圧力を調整すると。

括弧書きで、「更に、漁獲量固定による資源減少のリスクを考慮」とございます。先ほど大島副部長の方から、パフォーマンスに関しての御説明がございました。5年以内に親魚量が禁漁水準を下回る、あるいは過去最低を下回るというリスクについて、基準シナリオ以下のものを選択するという形で漁獲圧力を更に下げるといってあります。

これは3年固定ですので、令和4から6管理年度の3年間は、今年度の資源評価において示される令和4年の資源量に漁獲圧力を乗じた形でABCを計算するという形です。

こちら、4年目以降のことは規定をしておりません。ということで4年目以降、要は令和7管理年度以降のシナリオについては、また3年後、ステークホルダー会合を開催して、見直しについて議論するというところでございます。通常は5年ごとの見直しとしておりますので、通常より短いタームでの見直しを行うということになります。

結果として、採用する、漁獲圧力に乗じる係数、 β ですけれども、秋季系群は0.4、冬季系群については0.45として、両系群の計算された値の合計値を水域全体の生物学的漁獲可能量、ABCとするという考え方でございます。

続きまして、漁獲可能量の算定方法、要はABCからTACに持っていく考え方ですけれども、こちら水域全体のABCから外国による漁獲を除くということで、0.6を乗じるという形を考えております。

この0.6という係数ですけれども、こちらは過去の日本の漁獲の割合が最大であった2007年の割合ということで、0.6を乗じるということでございます。こちらは、基本的に先ほどの資源評価の説明で中国による漁獲量——秋季系群の方ですね、日本海の漁獲量ですが、仮定値として15万トンを用いているという御説明がございましたけれども、この15万トンについては違法な漁獲だということで、ここで減ずる際に考慮はしていません。

続きまして大臣管理区分ですけれども、ここに書かれている4つの漁業種類があるということで、それぞれ区分を設ける。これは今年と変わりません。

あと漁獲可能量の配分の基準でございますが、こちら基本的なやり方を踏襲しております。ただ、最後の丸、国の留保について書いてございます。こちらは、スルメイカについては国の留保を取っていなかったところでございますけれども、令和4管理年度、こちら漁獲可能量の配分のシェアの見直しの年に当たりまして、今回シェアの見直しをした結果、新たにこの数量を明示して配分を受けて管理を行う都道府県が出てくると。これまで

各都道府県については全て「現行水準」での配分でしたが、数量明示での配分を行う都道府県が出て、具体的には北海道でございますけれども、そういった都道府県が出てくるということで、そういったところ、定置で急激に漁獲が積み上がるような事態も過去生じているということで、国で留保を取りまして、この配分が不足する場合に、そういった都道府県に配分をします。要はアジ、サバ、イワシで適用しております75%ルールを都道府県に対しては適用するという形で配分をしたいと。それとは別途、こちらは水政審に諮問するという形になりますけれども、大臣が必要と認める場合に留保からの配分を行うという形とさせていただきます。

この基本方針の部分については、こちらも1月6日から2月4日までパブリックコメント手続を行いまして、このうち154件——トータル155件でしたが、このうち154件はこのするめいかの基本方針別紙に関するものでございました。漁獲シナリオにつきましては、先ほど御説明したステークホルダー会合での話と同じように、スルメイカが単年生であると、状況が変わることから、毎年変動させる案を基準シナリオを用いることとして、来年改めて議論すべきという意見も出ておりますし、一方で、管理や経営の安定性を確保するため、また資源の状況を懸念して、より保守的なTACとした方がいいということで、この3年固定を支持する意見、それぞれ出ております。そのほか、外国の操業について管理強化、あるいは違法操業対策を求める声、あと定置網を主とする都道府県に数量管理を導入するという点に関連して、留保からの配分等の柔軟な仕組みを求めるという意見も出ております。

これらを検討した上で本日の諮問とさせていただきます。今後、この原案に大きな変更が生じることとなった場合は再度分科会に諮問いたしますけれども、軽微な変更については分科会長御了解の上、修正したいと考えておりますので、御了承いただければと思います。

続きまして、TACの設定及び配分について御説明をいたします。

資料3-1のセットの方に移っていただいて、69ページ、資料3-13を御覧いただければと思います。

この69ページ、「1 TAC（案）」と書いてございまして、「設定の考え方」については先ほど御説明をしたとおりでございます。1本で管理をするということと、あとシナリオについては基準シナリオで毎年変動という案と、3年間固定という案の2つについて

支持する意見が出されましたけれども、管理の安定性確保を重視しまして、3年間一定のシナリオを採用するという方針でございます。

参考1として、支持が表明された2つのシナリオそれぞれについて適用される β 等を参考として記載しております。

その結果として、計算される水域全体のABCに0.6を乗じるという形でTAC設定ということで、具体的には70ページの上の表にございますとおり、7万9,200トンという形でのTAC設定をしたいと考えております。

一番下に「TACの推移」とございまして、過去2年間、5万7,000トンでしたが、今回は7万9,200トンということで、基本的にはこれは令和4年から6年まで適用する考えで、これはその都度改めて諮問した上で決定いただくという扱いとさせていただければと思います。

続きまして、配分でございます。71ページにございます。

まず、留保でございますけれども、こちら1万トンを国の留保としたいと考えております。あと基本的には漁獲実績の比率、繰り返しになりますが、今年はシェアの更新時ということで、それに基づいて配分をするということでございます。

具体的な配分については72ページのとおりでございまして、7万9,200トンを大臣管理区分、4つの区分に、それぞれここに書かれている数字で配分し、北海道については5,600トンで、この注記のところがございます各県については「現行水準」という形で目安量を示しての管理ということになります。

次のページ、資料3-14については、シェアの見直し、スルメイカについては今年更新ということで、対象年が変更されているということでございます。

先ほど「基本的には漁獲実績の比率」に基づいて配分と申し上げましたけれども、都道府県と大臣管理分の間については実績に基づいた配分としておりますが、この4つの大臣管理区分の漁業に関しては、これまで関係者間の合意に基づいて、それを尊重して配分するという形となっております。今回、シェアの見直しとタイミングが重なるんですけれども、この大臣管理4区分の配分について見直しを行いたいというような意見が業界からありまして、それぞれ4つの区分の関係者間で協議を頂きまして、歩み寄るところは歩み寄っていただいて、新しい配分の考え方での配分となって、この4つの管理区分間の配分についてはなっております。関係者の方々に柔軟に対応していただいたことに関して、この場を借りて感謝を申し上げたいと思います。

最後になりますけれども、スルメイカのTAC設定に関しまして、本日御欠席されている岩田委員、全国いか釣漁業協議会幹事の岩田委員から事前に意見書を預かっております。長いものではございませんので、全文読み上げさせていただければと思います。

「スルメイカTAC案について、今回の案は、現在の資源状況を加味し、賛成する。しかしながら、冬季発生系群の資源量は低い状況にあり、漁獲圧の低い釣り漁業を営む太平洋の漁業者は非常に厳しい経営状況にある。資源再建計画の早期策定と漁業者への必要な支援をお願いします。

また、大和堆付近海域で行われている中国船による違法操業は非常に問題であり、違法操業の徹底した排除と違法漁獲されたスルメイカが日本国内に流入しないような体制づくりが必要である。我が国の資源管理が効果を発揮するためには近隣諸国の資源管理は必須であり、早急に国際管理体制を構築するよう働き掛けてほしい。」

以上でございます。

○田中分科会長 ありがとうございます。長い期間にわたる御審議の結果だと思います。

ただいまの説明について、何か御質問等ございますでしょうか。

川辺委員どうぞ。

○川辺委員 ありがとうございます。ちょっとお伺いしたいんですけども、資料2-2の資源管理基本方針のところ、この表の一番下に「外国による漁獲に係るものを除くため、0.6を乗じた値とする」とあります。ご説明では「15万トンを超えて違法と考える」とおっしゃられたかと思うんですが、これをどのように考えればよいのかがよく分からないので教えていただきたいのです。資源管理的にこの0.6を乗じた値とすることがどういうことかということ、もう1つはこの0.6ということの根拠、15万トンの根拠を教えてください。

○資源管理推進室長 まず生物学的漁獲可能量、ABCでございますが、こちらはその上の欄のシナリオに基づいて冬季系群、秋季系群、それぞれ漁獲圧を乗じる形で計算したやつ合計値を水域全体の生物学的漁獲可能量、ABCとするというのが、まずございます。この資源評価においては、周辺諸国、外国の漁獲も考慮した形での漁獲、ABCとなっておりますので、そこの中で、外国——ABCの下で外国も漁獲をするというような前提の考え方になります。

ですので、この合計値、水域全体のABCを全部日本で獲りますという前提にはならないということで、一定程度外国の漁獲があるところを加味する必要があるということでございます。

そういう中で、先ほども御説明いたしましたけれども、まず仮定値として資源評価で用いている日本海における中国船の漁獲15万トンについては、これは違法なものとして、それを追認するような形は適切ではなかろうということで、これは考慮しないということでございます。

一方で、韓国、ロシアの漁獲、あるいは太平洋側の中国の漁獲については、これは違法ということではないということで、そこは加味する必要があるという考え方でございます。

次に、その加味するときどういう根拠を用いるかということで、0.6でございますが、こちら、過去の日本と周辺の外国について漁獲のシェアを見たところ、過去の最大のとき、これが2007年、日本が約6割ぐらいを獲っていたと、全体の漁獲量の6割ぐらいを獲っていたということで、日本側というか、日本漁船の漁模様が一番いい状況の数字を当てはめて、日本分のABC、すなわちこれをTACにするという考え方で、この0.6という数字を用いているということでございます。

説明は以上でございます。

○川辺委員 ありがとうございます。では、この0.6の根拠というのは、その2007年のシェアというのを根拠にしてということよろしいんですね。

○資源管理推進室長 そういうことでございます。一番日本が獲って、他国との関係で一番獲っていたときの数字を用いると、そういう考え方でございます。

○田中分科会長 それでは、川越委員どうぞ。

○川越特別委員 今の質問に追従するんですけども、私もこの仮定値を15万トンと設定するというのは、この数字の根拠は。

○資源管理推進室長 こちらは資源評価の中で仮定値として用いていますので、水研機構の方から、こういった根拠で用いられているか説明いただければと思います。

○水産機構浮魚資源副部長 ありがとうございます。

まず中国の漁獲量に関しては、日本海における漁獲に関しては公式的に公表されているものがまずないということから、何かしらの形で仮定する必要があると。それをちゃんと資源評価の中に入れて評価を行うのが我々の責務であったと。そのために、ではどうするかということを検討いたしたところ、まずは韓国の方で出てきています科学論文だと

か文献があるんですけども、対馬海峡を通過した中国の漁船数——まあ、いか釣りだとみなすんですけども、それをを用いて、ある程度の量を予測したと、推測をしたというところと、あとは、ほかにも中国、韓国の文献を参考にして、中国の漁獲量の参考情報にしたというのと、もう1つは業界の方からの情報です。こちらは新聞とかにも出てきたんですけども、そちらをもって何トンぐらいの漁獲があったというのも情報を仕入れたと。

そういう全ての情報を鑑みて、今現時点で我々として置ける仮定値としては15万トンだと。確かに、多分疑問として、中国が毎年毎年一定して15万トン獲ることはないだろうということは多分お思いになると思います。そちらに関してはそうだと私たちも認めます。では、どれぐらいの変動するのかというのは正直分からない部分もございます。

例えば、補足的な情報として、こちらの図の方にもありますけれども、スライドの4番です。中国の漁獲としては2004年から始まるんですけども、2004年はまだフルスケールではなかったと。2005年以降、フルスケールの漁獲になっていきまして、2009年と2013年、これ谷間になっていきますけれども、こちらに関してはもういろいろと情報がありまして、この年に関しては漁獲努力量がなかったということですのでゼロにしていると。では、その間の中間に関してはどれぐらいの変動するのか正直我々も分かりませんで、少なくとも、ではこれぐらいはあるだろうという15万トンを使っていると。

一応いろいろな情報を見て15万トンという形で仮定をしております。ただし、こちらに関してもこれがベストで、ここから先も変えませんということではありません。当然我々としても今後検討を進めまして、こちらもより良い数字に変えていくということを研究機関としては考えております。ありがとうございます。

○川越特別委員　あまりにも実態を全然把握していない、本当の仮想値ですよ、はっきり言って。

どうということかという、もう全然隻数が違います、日本とは。もう何百隻という。おまけに、いか釣り船ではないです。かぶせ網、虎網、2そうびきの底びきで中層びき。釣り船はおりません、はっきり言って。

ということは、我々漁業者として分かるのは、釣りというのは、はっきり言って、釣針に食ってくるイカしか揚がってこないんです。だけど、網を使う漁法というのは一網打尽ですよ、はっきり言って。おまけに集魚灯が日本の漁船の10倍以上もあるような集魚灯を用いてかぶせ網、虎網やっています。全く漁獲量が違うと思います。

それと、そういう船に乗ってこられたインドネシアの漁業実習生が日本にも来ております。そういう子たちからお話を聞くと、1回の網で25トンぐらいのイカが入ってくるわけです。1回のまき網で、まきで。そういうこととすると、こんな桁外れ、こんな数字じゃないんです、はっきり言って。

それで、ステークホルダー会議なんかでも皆さんが言われるように、とにかく今、日本海の形態は変わっていると。ただ、日本だけが本当に日本水域のEEZの本当の端っこの中で日本海北西海域から少しはみ出てきた魚群をただ釣っているだけの状況なんです、はっきり言って。もう主体はとにかく韓国沿岸から北朝鮮、ロシアのウラジオ沖、そこに集中していると。

先ほどのスケトウダラのところでもお話がありましたように、やはり海流の変化ですよ。東経の136度以降の東の海域は、日本海の、全く本当に熱波状態です、はっきり言って。特に2021年なんかはそういうような状態なんです。

だから、ここの仮定値ということ余りにも甘く見過ぎではないかなと。私もここに注目しているんです。今の川辺委員、言われたとおり。何か納得できないところがある。

そういう中に今回3年固定ということになって、いろいろな配慮の部分があって、前年度のTACよりも少し上回ったということについては少し理解はできるかなと思うんですけども、やはりこういうような状態が続くと、なかなか日本の、我々の漁業者の資源管理だけでは資源の再生はできないと、私はそう思っております、はっきり言って。

というのは、何かといたら、そういう日本海の、とにかく池のような、海の中の状態が全く変わってきている。もう北西寄りに冷水域が固まってきているから、そちらの方に流れていく。そういう中に本当に日本海のだ真ん中、もうそういうEEZのぎりぎりのラインの所から皆さんが一生懸命やっている中というのは、もう本当に限られたものだと思うのです、はっきり言って。そういうところの、またこれからの調査ということで。だけど、そういうところには今の日本の政策の中にSDGsとかいって、何かそんなことばかり言っているけれども、そういう中にパートナーシップということもあるんでしょう。もう少し何かそういう韓国、中国、今ロシアもイカを獲るための何か考え方を今やっているらしいですよ。日本のそういう古い船、全部買ってでも増やしていこうかというぐらい、あちらには資源が、加入量が多くなっている中に、こっちは資源の加入量がないという状態、これは間違いありませんから、そこら辺の調査をしっかりとってほしい。

それと、初めのこの分布図なんですけれども、こういうのは何を使っているんですか、はっきり言って。これは去年のですか、それとも過去の話ですか。分布図は過去の話ですか。過去ですか。

○水産機構浮魚資源副部長 過去といいますか、これまでの知見を積み重ねて今の。まあ、去年というよりかは……。

○川越特別委員 だから、何年間のやつとか。

○水産機構浮魚資源副部長 すみません、その何年間の情報かは、今のところ、私も分かりませんが……。

○川越特別委員 あのね、そういうところをしっかりとっておかないことには、皆さん分からない人は勘違いしますよ。だって、イカが獲れているように思うでしょう。全然獲れていないですよ、そういう所から。漁業としてなしていないですよ、ここ一、二年間は。

やっぱりそういうことが皆さん理解ならぬのです。だから、はっきり言って、あなたたちは計算式はできる。だけど、漁業者は、私らでも、はっきり言ってちんぷんかんぷんですわ。今言う。大学の先生でも係数が何かって分からぬぐらいだから、私どもも何でこんな係数持ってくるという話があるようなもので。だけど、こういうところから少しづれがあるんじゃないかな。これは何年、2021年の漁場ですと、これは2020年の漁場ですぐらいのことはあってもいいんじゃないですか。あれを見たら、皆さん、あそこはイカ獲れているんだなというような気持ちになりますよ、はっきり言って。全くでたらめなことは出さない方がいいと思う、はっきり言って。そういうところが調査の信憑性が疑われることになると思います。

○田中分科会長 お答えになりますか。

○水産機構浮魚資源副部長 すみません、ありがとうございます。

まず、この絵ですけれども、これは私の説明が足らず、過去の知見でこういう絵を描きましたと。特定の年ではないということをもっと説明すべきだったので、それがまずミスリーディングな説明だったことはおわびいたします。すみませんでした。

今、言いましたとおり過去のなので、例えば今年——去年ですよ。去年に関しては沿岸が全然釣れないという状況でしたので、この絵とはちょっと違う状況だったと思います。

特に近年に関しては分布のパターンが確かにちょっと変わってきているのがあるんです。おっしゃったとおり、去年とかは特にロシアの沿海州だとか、そちらの方で非常に漁獲が多かったという情報を得ております。なので、そこら辺も資源の分布が変わってくれば、

ますとおり、日本だけではなくて、ほかの国の漁獲も含めたものでございますので、基本的には過去に記録された漁獲量の範囲内に収まっているものであるというのは言えるかと思えます。

以上でございます。ありがとうございます。

○山下特別委員 もう1つは、水産庁の方もおられますので、日本の中型いか釣りの操業状況ですけれども、現在45隻、全国でいるんですけれども、今年は4隻減船します。だから、40隻になりますよね。あっ、41か。それで、毎年毎年経営が成り立っていないということで、そのままの状態なら、冷凍イカ、中型船がいなくなってしまうと。そのような現状をいかに考えているだろうか、ちょっと質問なんですけれども、お願いします。

○田中分科会長 これは水産庁の方かな。どなたが。課長の方で。

○管理調整課長 管理調整課長でございます。

中型いか釣りの操業の厳しさについては、沖の方から情報は頂いているところでございます。減船についても韓中基金等を使って対応していただいているところでございますが、特にスルメイカについては日本海側の漁獲がなかなか厳しいという中で、例えば太平洋の方のアカイカの操業で経営の安定化を図っていただく経営体も全体の中で一部おられるというふうに承知しています。そういった操業の安定化に資するような取組についても韓中基金の方で支援をできるということで、新しく予算措置も講じたところでございます。

こういった新たな取組への支援、あとは共済、積みぷらによる支援、あとは最近の燃油高に対してはセーフティーネット事業の活用、あとは韓中基金による監視・調査事業、そういったことで様々な予算措置、事業を持って中型いか釣りの経営の安定化、持続性について引き続き確保していきたいというふうに考えていますので、もし現場の方の御意見があれば、管理調整課の方までお寄せいただければとも考えております。

以上でございます。

○山下特別委員 私は去年から——去年って、何年かアカイカ行っておるんですけれども、今年、人間が7人しかいないんです。インドネシア2人と日本人が5人なんです。それで、8人で行く予定なんで、私ら行かれないんです、行きたくても。インドネシアが来ないので。それをまた国に対しては強く言ってほしいんですけれども。それで出られない人がいるもので、お願いいたします。

○管理調整課長 現在、オミクロンの感染拡大によってインドネシアの国の方含めて新規の入国というのが、なかなか手続が進まないようなどころでございます。この点について

も感染状況の収束を踏まえながら、これはもう政府全体での対応になりますけれども、経営が持続できるよう、そういった入国時の手続についてもきちんと対応してまいりたいというふうに考えています。

以上でございます。

○山下特別委員 ありがとうございます。

○田中分科会長 では、坂本委員どうぞ。

○坂本委員 千葉県漁連の坂本です。

去年暫定であったということで、この1年間、様々な調査とか、それから研究、また検証をされてこられて、今回このような2つの漁獲シナリオを作ってもらったということに関しては感謝しております。

また、ただいまスルメイカというか、いか釣りというか、イカだけのことじゃないんですけれども、インドネシアの漁業研修生の話もありましたので、その点は業界全体の話だというふうに思いますので、水産庁の方にはその辺のところ、よろしく願いいたします。

このスルメイカのことに戻りますけれども、そのようにしてこの1年間いろいろやってきていただいて、2つの漁獲シナリオを作ってもらったということで、この基準シナリオと漁獲量3年一定方式という2つのやつを作ったわけですが、その中で漁獲量3年一定方式というのを水産庁さんとしてはそれを選び出してきたということ。先ほどの説明では管理の安定性というようなことをおっしゃっていたわけなんですけれども、管理の安定性というのは管理の側から見ただけの安定性で、漁獲量であるとか、それから資源の水準の安定から見た安定性ではないわけですね。つまり、何と申しますか、このスルメイカ自体は、もう繰り返すまでもないですけれども、単年生のものであって、資源の変動が非常に激しいものであるというようなもの、さらにまた外国の漁獲という、変動するファクターというのも入ってくると、資源を検証するということが非常に難しい上に、資源そのものの変動というのが激しいと。そういった中で3年間一定方策というのを取ってしまっ、なおかつ、その3年間の間は、もちろん一定方策であるわけだから数量の見直しというのはしませんよというようなことを言われると、例えば途中でそれこそ、まあ、いい話ですけれども、資源が非常に増えた、又は、このスルメイカ自体はある意味どこに発生するか、どこで漁獲されるかということもよく分からない部分もあるわけなんです。ですから、そのところで、漁法であるとか、さらにまた地域を、特に知事許可の場合にはある程度分けてしまっているというようなことがあったりして、こういうものというの

を余り、要するに細分化してしまうと、例えば3年間の間に一体どういうことが起きるのかということも分からない中で、一定方策というのを取ったということに関して、水産庁さんの方から、この安定性ということと、それからスルメイカの資源というものの変動性というものが何か両立するものではないように思うんですけれども、その辺のところ、どういうように考えた上で、この安定性ということからの3年間一定方策というのを取られたのかということをもう一度説明をお願いします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

この「管理の安定性」という件についての御質問というか、御意見だと思います。

確かにスルメイカは単年魚ということで、毎年、環境の要因等でも資源量が大きく変動するというところでございまして、それに合わせてTACも大きく増減させて、しっかり管理すればいいんじゃないかというような考え方というのは、それはそれで正しいんだと思います。

一方で、ではそういう大きな変動を今の資源評価の中でしっかり捉えられるのかというところも非常に大きな課題でございまして、先ほど水研機構大島副部長からの御説明では、早期のモニタリングのデータを使っても、状況によっては5割程度外れますという状況です。

そういう中で、いや、それでもそういう毎年の予測値に基づいてTACを設定するといったときに、去年の分科会では田中分科会長から、3倍になるということは3分の1にもなり得るんですよという御発言も、御示唆もございましたけれども、そういう中で、仮にその予測値が非常に小さくて、TACが非常に小さく設定されると。そういう中で実際にはたくさん資源が加入して獲れるような状況になったときに、いや、それでも小さいTACで我慢するんだというところが、本当に、管理する側からだけではなくて、皆さんにとって望ましい状況なのと言われると、そこはそうではないんだろうというような考え方でございます。

ですので、現行、暫定で設定をした5万7,000トンよりもTACが、まあ、若干ではございますが、増えるという状況で3年間固定をするという方が、毎年毎年の予測に基づくTAC設定のときに乱高下をして右往左往というか、そういったことにつながらないのではないかという観点からの「管理の安定性」という形で、この3年固定の方が適切だろうというのが水産庁の考え方でございます。

一方で、3年固定。基本的にはこれは固定するわけですがけれども、ほかの資源も、シナリオ、あるいは目標の見直しは原則5年ごとに行うと言いつつも、資源の状況が大きく変わるような場合には5年以内の見直しの可能性というのも排除はしておりませんという御説明をしております。

ですので、この3年固定、今回、今年の資源評価に基づく数値で3年固定という方針を取るわけですがけれども、今後、例えば来年度、再来年度辺りに、物すごく状況が、まあ、いい方にか、悪い方にか分かりませんが、変わったというようなことであれば、それに応じてまたステークホルダー会合を開いて皆さんと議論するという可能性はあるというふうに理解していただいて結構かと思います。

私からは以上でございます。

○坂本委員 どうもありがとうございます。了解しました。もちろん、3か年一定方策ということではあるけれども、そのところで本当に資源の状況が変わった場合には、またステークホルダー会合等でいろいろな意見を求めるという、そういう考え方だということでは理解いたします。

資源が増えれば、外国の漁船が更にまた獲るといようなことがあるわけで、もちろん、TAC管理すべきだと私も思いますし、日本がしっかりそのところでリードしていくべきだといようなには思いますけれども、獲り競争にならないように、そのところは外国に対しては、せつかくこういうことをやるのであれば、しっかりした意見を国として言っていたいただきたいなというように思います。

以上です。ありがとうございます。

○田中分科会長 意見を賜ったということで、ほかはよろしいですか。

では、先にウェブの山内委員どうぞ。

○山内特別委員 ありがとうございます。昨年の委員会で課題として持ち越されたものについて、研究者の皆様、それから御関係者の皆様が非常に丁寧に1年間やられてきたんだということがすごく分かりまして、その点では非常に安堵いたしました。特に不確実性、科学自体の不確実性が高いところではいろいろと議論が起きると思うんですが、やはり100点満点の科学はなかなか難しい中で、その中で最善のもので資源管理の枠組みを作っていくという、非常にモデル的なものにスルメイカがなっていくのではないのかなと感じています。

そういう意味では、大島さんに見せていただいた資源減少のリスクというのがどういう程度試算されるのかということも、一番避けなくてはいけないのは資源が減少してしまうという、しっかり資源管理をしているのに資源が減少してしまうというリスクをどういふふうに加味して、TACであったり、そのほかの漁獲ルールを決めていくのかということであると思いますので、そういった情報を非常に多く出していただけたと思っております。

一方で、皆様からもコメントにあるような、資源管理の枠組みを作るだけではなくて、その周辺にある操業の環境であったりとか、いろいろな部分というのについても懸念はある一方で、去年、今年度水産庁さんの方で行われた不漁漁業問題に関する検討会ですとか、それから水産物流通適正化法でも、イカ類であったりスルメイカというのが盛り込まれているということを考えると、この資源管理の枠組みと一緒にそういうものがどういうふう機能していくのかという大きな絵をもう少し見せていただけると非常に分かりやすく落ちてくるのかなというふうには思っております。

その中で1つ質問になるんですけども、今後の中長期的な資源管理の在り方を見る上で、今回のスルメイカのように極めて通常のプロセスだとすごく難しく、特例的な、特殊な方式というのを採用しないとなかなか資源管理の枠として落ちていかないようなものというのは、今も200種ぐらい資源評価をして、また全漁獲の8割、量で8割はTACに移行していくということがあることを考えると、こうした、なかなか少し難しそうだったり、スルメイカと同じようなプロセスが必要そうな魚種というのは、何かほかに想定されているのでしょうか。

○田中分科会長 これはどなたがお答えになりますか。

具体的に言うと、寿命の短いやつは、みんなこんなふうな難しい問題に直面するんじゃないですか。変動が大きいから。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

今、田中分科会長からも御発言がありましたけれども、今後、当面TAC管理の導入に向けて議論していくものについて、魚種としては15種ありまして、水産庁としてのスケジュール案というのも示しております。そういった中では短命なものについては特に環境の要因によってかなり変動するようなどころもあるということで、既に資源管理手法検討部会で議論されているカタクチイワシ、ウルメイワシといったものもそういうものに近いものだと思いますけれども、そういったものについては評価の部分でどこまで手当てできる

のか、あるいはそれを超える管理の部分でどこまで手当をするのかというのは考えていく必要はあろうかと思えます。

一方で、要はウルメイワシ、カタクチイワシもそうですけれども、漁業対象種として主に狙っているわけではなくて、混獲されてというような魚種の管理をどうするか。これはまさしく管理手法に関する課題だと思いますけれども、そういったものについてもどういう形で手当ををしていくのかというのは、難しく、かつ重要な課題だというふうに考えております。

以上でございます。

○田中分科会長 よろしいでしょうか。

○山内特別委員 はい。ありがとうございました。

○田中分科会長 ほかございますでしょうか。

本間委員、どうぞ。

○本間委員 北海道機船連、本間です。

皆さんいろいろなお話が出ていましたけれども、やはり単年生というスルメイカの性質上、この3年間一定方策というのは個人的にはいかなものかなというふうには感じます。

また以前、私が特別委員だったときに、この単年生、一年生のイカなんだから、TACやっている意味あるのという発言も以前したことがあると思えます。

そんな中で、先ほど室長がおっしゃいましたけれども、前年より多少増えると。増えるからいいでしょうという話ではちょっとやっぱり、まあ、減るのは困りますけれども、増えるからいいという説明の仕方ではちょっと納得できないなという部分もあります。単年生なんですから、資源量に応じて、資源評価に応じて多少の上下は、それは仕方のないことなのかなというふうに個人的には思っていますが、もうこの3年一定方策というのは決まったことなんですか。

○資源管理推進室長 少なくとも水産庁として水政審の方にお諮りしている案としては、3年一定の方が適切だということでお諮りしているということでございます。審議会の方でどういう御判断をされるかというのは別途あるかと思えますけれども。

あと、先ほどの私の説明の仕方が悪かったのかもしれませんが、増えているからいいでしょうというつもりではなくて、3年間一定方策を導入するに当たって、減った状態で、去年より減った状態で3年固定するというのではなくて、それなりにそういったところも考えた上でのタイミングとして、3年一定方策を導入するタイミングとしては必ずしも

悪くはないという意味で言ったものでございまして、2万トンちょっと増えるから皆さん我慢してくださいという趣旨で申し上げたものではないので、そういった点は御理解いただければと思います。

以上でございます。

○本間委員 ありがとうございます。その点は理解していたつもりです。ちょっと嫌みも含めて発言させていただきました。

というのも、この魚種に限らず、スケソウでもそうでしたけれども、増えるからということで結構強硬な方策が出されてくることが多々あったものですから。なのに、増えるはずのABCの条件のときでも増えなかったりとか、様々なことがあったんで、ちょっとそこにかこつけて言わせていただきましたけれども。まあ、単年生のイカですし、資源的に上下するという中で3年間一定方策ということであれば理解できるのかどうなのか。これは各業界とかで事前に計らって論議したものなんでしょうか。

○資源管理推進室長 繰り返しとなりますけれども、ステークホルダー会合、2回目の会合を12月に開催しまして、そのときには選択可能なものとしては3つ、「基準シナリオ」と「獲り残し割合一定」と「3年一定」という形が資源研究機関からは示されていて、水産庁としては繰り返しになりますが、「管理の安定性」ということで、3年固定がよろしいんじゃないでしょうかという形での投げ掛けというか、お示しをさせていただきました。

一方で、ステークホルダー会合の場では基準シナリオの方がいいと、3年固定は支持しないというような強い意見もございましたので、パブリック・コメント手続には両論併記する形でかけさせていただいたということです。

それに対するコメント、一般の方からも含めたコメントとしては、両者それぞれに支持する意見があったということですが、考え方としては、水産庁として、その「管理の安定性」ということで、本日の諮問については3年間固定の方が適切だろうということで、この案を諮問させていただいているという、そういう経緯になります。

○本間委員 分かりました。ありがとうございます。

○田中分科会長 ほかはよろしいでしょうか。

川越委員。

○川越特別委員 本間委員の言われたとおりだと思うんです。やはり3年が、まあ、今回、そういう2つのシナリオで求めたという中に、はっきり言って、どちらが過半数を取ったというわけではないと思いますし、はっきり言って、何かもう1つ納得のいかないところ

で、水産庁の言われたとおりに、ただもうやってしまうのかなと思うのが漁業者の中での考え方だと思っております。

そういう中で、私は、やはりもう一年見てもいいんじゃないかなという、基準シナリオで。私の個人の意見ですよ、は持っております。

そこに、今あったスルメイカの場合、そこまでやって、先ほどの感想じゃないんだけど、スルメイカの資源がどんどん回復するような状況ではないというのは、国が何らかのそういう、外国漁船の協定だとか、漁業協定だとか、ああいうことを進めてくれて日本海の資源を守るようなやり方をやるのであれば明るい未来はあると思うんですけども、それが全くないような状態で、なかなかそういう動きがないのに資源の回復が見られるのかなと。

それと高い水の、水温の上昇ですよ。とにかく日本海はもう本当に湯の状態になっています、はっきり言って。その湯の状態をカバーしているのは日本海沿岸です、はっきり言って。冷水塊というものが沿海州方面に集中しているので。とにかくそういう所に日本近海を通ってきた魚がみんなそっちに流れていく。クロマグロでもそうですし、こんな大和堆の北をクロマグロの集団が北上していくような光景を見たのは本当に漁業者として初めての光景であって、そういう状況を踏まえている中でなかなか資源が回復しない。

それで、今回、そういうTAC量が少し上回っていることについては、水産庁も少し考えてくれたかなとは思うんですけども、やはり低い漁獲量というものを設定されると、いわゆる漁業者はただ獲ればいいんじゃないんです。獲って、獲ってきたものを漁業者側は買ってもらって、お金になって、それでもって経営ができると。ただ、今度は漁業者ごとについてこなくなってくる。

ちなみに、スルメイカの漁獲量が少ないから日本の船員では加工業、加工の原料として手当てできないから、外国物に頼るよというような状況も起きています中、そうしたら、何か小さいTACでやってしまうと、今度は中国だとか、そういう外国に対して、日本はイカの漁獲が上がらないから、日本の漁獲はイカが少ないから、こっちがもっと獲ってやろうよというような方向性が流れてくるのが日本海の中国船の進出だと思います。

東シナ海の中国の漁船が7月になったら全船一斉に日本海に進出するというような状況になっておりますので、もう東シナ海は7月までに獲り尽くして、7月からはもう日本海だというような状況で、もうこれからどんどん手は緩めないと思います。

そういう中に日本がTACを低く低くやると、そういうような動きが増長するような感じで私は懸念していますので。そうすると、今度はイカを扱うだとか、そういう加工業者さんの方が見切りを付けてしまったりとか、もうもたないという状況になって。そうしたら、資源が5年後、10年後に回復したときに、獲ってきたイカを扱う業者さんがいない。日本国民もそういうイカ離れがある。そういう中に、せっかく資源が回復しても今度は漁業経営として何もならなかったなというような思いがあります。

だから、そこを皆さんが危惧しているものだから、そんな将来、5年だ、10年だって見ても、やっぱり来年だよな、再来年だよなということはあるしますので、やはり3年方式でやるにしても、必ず1年に1回はステークホルダーというか、そういうものを用いて、一年一年の漁期の状況をお互い情報交換しながら、これからのやり方で、これでいいのかということを検討するようなものをはっきりと表明すべきだと思います。その可能性があるじゃなしに、もうはっきりとそれでやるんならば、必ずやりますということだけは断言してほしいと思います。

○田中分科会長 一応御要望を承ったということで。

私の方から機構の方に1つ質問があるんですけども、いいですか。今、7万9,000トンになっていますけれども、これは3年後、どれぐらい変動するものなのか。つまり、変動の絵が描いていないので、皆さんによく理解してもらうために説明しておいた方がいいと思うんですが。

例えば資料3の43ページ、この図の右側に将来の漁獲量の絵がありますよね。誤解してはいけないのが、赤い線とか青い太い線のおりに魚が、漁獲量が増えるわけじゃないんです。これは平均値。環境がいいときは高いところを通ったりする、悪いときは低いところを通ったりする。その上下、いろいろな可能性があるわけです。その一本一本がさっき言っていた1万本の計算の1つなんです。

何が言いたいかという、この1万本の、1万種類の線のどれか1つに近いやつが皆さんの漁獲量になるということなんです、実際の。だから、これを見ると漁獲量は10倍ぐらい変わるんです、毎年やったら。10倍は変わると。いいときと悪いときと最大10倍は変わりますよ。

ということなので、現実的には何年間か固定しようという案だと思うんですが、でも何年間か固定しても、3年後はまた動くわけですよ、どうしても資源だから。その変動の

幅がどれぐらいあるのか。特に漁獲量。知りたいのは漁業者としては漁獲量なので。これが質問なんですけれども。

○水産機構浮魚資源副部長 すみません、今の質問の意図はちゃんと拾えたつもりでおります。

こちらの、例えば46ページのスライド15、これが冬季発生系群の3年間一定方策のパフォーマンスなんですけれども、こちら表を、項目を示すため減らした部分がございます、実際にはこの詳細版の方には漁獲量の変動するのも、大きく変動するのも、リスクの項目には入れてあるんです。それが例えば3年後に50%動いてしまう確率だとか、それは上にも下にもですけどね。そういうところで示しております。

ただ、最終的なこちらの方で示すのは、達成確率だとかリスクだとかいう形で示しましたけれども、一応この評価の項目にはそういう変動性というのも込みでは入れていましたので、今後こういうのを示すときに、確かに我々はちょっと視野が狭いのか、これぐらいしか示さないんですけれども、例えば漁獲がどれぐらい動いちゃうのかというのは必要な情報ですので、今後こういうところの機会を頂きまして、発表する際にはその変動する部分の、それはリスクと呼ぶんでしょうか、示していこうと思いますので。

ありがとうございました。

○田中分科会長 ありがとうございました。くれぐれも平均的な真ん中の線のとおり動くんじゃないので。このぎざぎざした線のどれか1本が起こると、そう理解してください。等しい確率で起こるという前提でやっているのです。その1万本のうちの1本に近いどれかが起こると。ですから、めちゃくちゃ変動するわけですよ、この絵を見て分かるように。毎年やったら。そういう意味では現実的な、3年固定というのはいろいろな意味で現実的な案ではあるのかもしれないね。

ほかはよろしいでしょうか。

では、ウェブの方もよろしいということで。

それでは、いろいろ意見や要望は出ましたけれども、するめいかに係る資源管理基本方針別紙2-12の改正と、するめいかの令和4管理年度のTACの設定と配分につきまして、原案どおりに承認していただけますでしょうか。まあ、いろいろ条件付きましたけれども。

○川越特別委員 条件付ですか。

○田中分科会長 はい。条件付でお認めいただいたということにさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、そのようにさせていただきます。

大分時間超過しているんですが、ミナミマグロだけ先に説明させていただいてからお昼休みにしたいと思います。

事務局より説明をよろしくをお願いします。

○かつお・まぐろ漁業室長 かつお・まぐろ漁業室長の成澤でございます。

資料3-1の75ページを開いてください。後ろから2枚目になります。

令和4管理年度、令和4年4月1日から令和5年3月31日までのミナミマグロの漁獲量の設定及び配分等について御説明させていただきます。

ミナミマグロは南半球に生息するマグロでして、唯一、CCSBT、魚種で管理されているものでございます。通常、かつお・まぐろ類は海域ごとにRFMOがあるんですが、ミナミマグロに関してはミナミマグロ唯一の魚種で管理されているものでございます。

それで、国際管理資源の我が国への割当てと、それによる大臣管理区分による配分というのは、基本的にRFMOから割り当てられた漁獲枠というものが基本になります。それが3行目の後ろにあります6,245トンというのが令和4管理年度、我が国への割当てとなっております。

それから足せるものは足して、引くものは引いた上で大臣管理区分の割当量を配分するのが基本でございます。

まず足せるものなんですけれども、下から3行目の一番頭に254トンとございますけれども、令和3管理年度の未利用分の254トンというものを繰り越して、これを足すというものでございます。

引く方でございますが、上から4行目の他国への譲渡ということで48トンというものを引くということと、下から2行目の後ろの方に我が国の留保枠26トンというもの、これを引いて、結果、6,425トンというものを令和4管理年度の大臣管理区分に配分するということとしたいというのが基本でございます。

今、申し上げました足せるもの、引けるものの数字について、少し詳しく御説明したいと思います。

2ポツ以降が、まず足せるもの、繰越しの説明でございます。

(1)ですけれども、上から3行目の597トンというものです。令和2管理年度の未利用分として、令和3管理年度に繰越しをしております。その結果、令和3管理年度の割当てが真ん中の方に6,794トンという数字になってございます。一方で、実は既に令和3管

理年度の我が国の国内割当て、下から4行目なんですけれども、6,595トンというものを割り振っていますので、当然その差であります6,794トンから6,595トンを引いた199トンというのは自動的に令和4管理年度に繰り越すことができるという考え方でございます。

続いて(2)でございます。既に操業しているミナミマグロ操業船からの繰越しということの考えでございます。

ミナミマグロ船は遠洋まぐろはえ縄のうち、172隻のうちの83隻に割り振られてございまして、その83隻が我が国として、南半球で遠洋まぐろはえ縄でミナミマグロを操業しているんですけれども、当然南半球の全域に関して1年通して漁獲しているわけではなくて、大きく3つの漁場、シドニー・タスマン沖、ケープ沖漁場、南インド漁場と3つの漁場で、それぞれ大体3か月ごとに漁場形成されていて、各船が得意の漁場を、各船の操業計画の中で漁場を操業しているということでございます。結果、12月時点で、私はもうミナミマグロを獲り切ってしまったよという船がございまして、そういった船の残を集めますと、未利用分が55トンというふうに足し上がります。それは自動的に令和4管理年度に繰り越せるものですから、76ページに移っていただいて、先ほど御説明した199トンと55トンを足して254トンというものを繰り越せるという考え方でございます。

次に、引く方に説明を移ります。(3)なんですけれども、他国への移譲、48トンでございます。ページ、次の77ページに移っていただきたいんですけれども、枠がございまして、※1というのがございまして、インドネシアに21トン、南アフリカに27トン、48トンを移譲するという説明が書いてございます。その考え方でございますけれども、基本的に国際機関というのは全会一致の合意形成というものを図らなければいけないんですけれども、そのために他国への移譲というものがあるんですけれども、インドネシアに関しては多くの漁船員やオブザーバーを我が国漁船に派遣してもらっていることと、それから南アフリカについては日本漁船の重要な寄港国であり、2国とも途上国であるということから、こういった移譲を行っているということでございます。

ページ、76ページに戻っていただいて、今までの結果を計算するとどうなるかといいますと、(4)に移ってございますけれども、国別割当ての6,245トンから今説明した48トンの他国への移譲を引き、繰越しである254トンというものを足して、6,451トンというふうになります。

最後に、国の留保枠である26トンを引いて、令和4管理年度の6,425トンというものを遠洋まぐろはえ縄大臣管理区分に配分することとしたいと考えております。

以上です。

○田中分科会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御質問等ございますでしょうか。よろしいですか。これは国際交渉で決まったことなので、ここで議論してももうどうにもならないという。

では特段御意見、ウェブの方もいいですか。ウェブ出席の方も御意見はないということですか。

それでは、みなみまぐろに係る令和4管理年度のTAC設定とその他の配分については原案どおり承認していただいたということにさせていただきます。ありがとうございます。

諮問第376号は、漁獲可能量の変更に係る配分、留保からの配分及び数量、融通について諮問されています。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。手短かに説明させていただきます。

資料3-1の11ページ、別紙2を御覧いただければと思います。

こちらの諮問内容、漁獲可能量の配分等々に関する変更について、水政審に対して事後報告とさせていただきたいという形での諮問でございます。

背景に書いてございますけれども、スルメイカとスケトウダラに関連しては、これまで、すけとうだら太平洋系群、あと、すけとうだら日本海北部系群について、この事後報告での変更を可能としてきていただいております。

具体的には、この1の(1)から(3)まで書かれておりますとおりでございます、まず、すけとうだら太平洋系群については資源評価対象海域外からのものと推定される資源の大量来遊があったとみなす要件に合致した場合に1万トンを追加して配分するという場合。

あと(2)として、すけとうだら日本海北部系群については、未利用分について翌管理年度に5%上限で繰越しをするという場合。

あと(3)として、当事者間の合意により行う数量の融通ということ。

この3つを事後報告対応とさせていただいております。

今後の扱いとして、この(1)から(3)までのすけとうだら太平洋系群、日本海北部系群に関するものについては引き続き事後報告で対応させていただきたいということに加えまして、(3)のところの下線を引いてございますが、するめいかについて、今回、北

海道が数量明示の配分になるということで、当事者間の合意による融通というのが起こり得るということで、これについては事後報告での対応ということにさせていただければというのが1つ目でございます。

もう1つが(4)でございます。こちら先ほど御説明しましたけれども、するめいかの国の留保からの配分ということで、都道府県に対しては、いわゆる75%ルールを適用して、機械的に配分をするということで、これについても事後報告で対応させていただきたいという形でございます。

3と4、数量変更に伴う手続、あるいは事後報告のもの以外の手続については従来と同様でございますので、説明は省略いたします。

説明は以上でございます。

○田中分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、何か御質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。ウェブ参加の方もないと。

それでは、特段御異議がないということなので、漁獲可能量の変更に係る配分、留保からの配分及び数量の融通については原案どおり承認していただいたということにさせていただきます。ありがとうございます。

大分時間は過ぎちゃったんですけども、ここでようやくお昼休みに。事務局から20分と言われてますので。

では、50分まで休憩ということでよろしく申し上げます。不手際で本当にすみません。

(休憩)

○田中分科会長 時間となりましたので、再開させていただきます。

審議事項の順番なんですけれども、ちょっと所用がありまして、諮問の第379号から始めたいと思います。さけ・ますのやつですね。

諮問第379号、水産資源保護法第23条第1項の規定に基づく令和4年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施すべき人工ふ化放流に関する計画について、に移ります。

それでは、事務局から説明をよろしくお願いたします。

○栽培養殖課長 栽培養殖課長でございます。

初めに、資料6を御覧ください。初めに諮問文を読み上げます。

令和4年2月8日

水産政策審議会 会長

田中 栄次 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

水産資源保護法第23条第1項の規定に基づく令和4年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施すべき人工ふ化放流に関する計画について（諮問第379号）

このことについて、別紙案のとおり定めたいので、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第23条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

内容の説明に移ります。

初めに、資料の一番最後の部分、参考資料2を御覧ください。この個体群維持のための人工ふ化放流、何のためにやっているかという説明がここに書いてあります。根拠法令は今も諮問文中にありましたけれども、水産資源保護法ということになります。資料の下部分です。

上の部分のところですが、さけ・ます資源の保護培養のために、遺伝的多様性を維持していく必要があると。これは気候変動リスクを回避するだとか、地域特性に見合った放流によって回帰の確実性を高めるというようなことにつながります。それからもう1つ、資源状況を的確に把握していくことが必要だと。こういうことを踏まえて、これから御説明するような人工ふ化放流を計画に基づいてやっていくと。その担い手が水産研究・教育機構であるということです。

丸ポツの2つ目ですけれども、どんなふうに行っているかということで申し上げますと、このふ化放流は北海道の河川で、特に地域固有の個体群の特性が維持されているというふうに考えられている河川において行っております。漁業のためにということではありませんので、漁業の対象にはなりにくいような早期だとか後期に回帰してくる群も含めてふ化放流を行っております。それから、自然産卵に近い再生産が行われるようにということでも配慮されております。

それから、資源状況を把握するためという観点では、放流する全ての放流魚に耳石の温度標識を付けまして、放流サイズごとだとか放流時期ごとの回帰状況などが後で追い掛けられるようにということで調査を進めるというような形でやっております。

資料は戻っていただいて、2枚目の別紙の部分ですけれども、どれぐらいの規模感で行っているかということを示したのがこの別紙の部分です。いずれも縦に並んでいるのは北海道の河川です。合計のところを見ていただくと分かる通り、しろさけが主流になっております。これが1億2,900万尾ということです。その他、からふとます720万尾等々で、合計で1億4,000万尾弱ということで、これを令和4年度に放流したいということになっております。

もう1枚資料をめくっていただいて、参考資料1ですけれども、これが全体の中でどんな割合かというか、どんなボリュームかというのを見ていただくために付けておるのが参考1です。全体としては全国計で、さげで言えば16億尾というようなことになっておりますので、おおむねその数分の1程度、10分の1程度をちょっと欠けるぐらいの匹数をこちらの方の水産資源保護法に基づく放流で行っていくということです。

それから、戻るような話になりますが、別紙に示しました令和4年度の放流計画については、昨年と全く同様の尾数というふうになっております。

説明については以上です。

○田中分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、何か御質問等ございますでしょうか。ウェブの方も特にないと。

では、私の方から1つだけ。これは今、温暖化というか、サケ帰ってこないじゃないですか。こういう早期放流とか、後で戻ってくるやつとか、こういうのは放流の適正化の資料に使えるんですか。

○栽培養殖課長 昨年度、先ほどもちょっと話が出ていたと記憶しておりますが、不漁問題検討会なんかを水産庁でもやりまして、その中で要因分析と対応方向を話す中では、野生魚の活用というようなことが現場の委員さんなんかからも出てきております。これ自体は、まだ研究途上にあると伺っておりますが、そういう中ではこれで全部標識付けていますので、いわゆる野生魚の分って普通に放流やっていると分からないんですけれども、母数というか、放している分に全部標識が付いていれば、後でまたそれが帰ってきたら、子供の代になったときでも野生魚の方の分というのを推定できるので、そういうことを通じて、今御指摘があったような話につながっていくということだと考えております。

○田中分科会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○齋藤委員 三陸といたしますか、私は宮城県ですけれども、岩手・宮城のふ化放流も非常に存続が危ういという、そういう状態になっています。今、御意見があったように、野生魚、天然の遡上・産卵というのがどうなっているのか、あるいは本県では、例えば日本海のサケの放流というか、そういったことまでやっておるわけですが、それがどういった影響を及ぼすのか全く分かりません。これは今回は北海道でということでございますか。

これは本州の三陸沿岸も、まあ、北海道は前年並みぐらいの回遊であったのかと思えますけれども、三陸はもう壊滅的な不漁となっています。その辺考慮いただければと思います。

○栽培養殖課長 栽培養殖課長でございますが、状況としては昨シーズンというか、この間終わったシーズンのサケが、特に本州の太平洋側はかなりひどい状況だったということは重々認識しております。

北海道の方で見ても、どちらかというとおホーツクとかそっちの方は不漁ながらも、昨シーズンというか、1つ前のシーズンを多少上回るというようなことだったんですけれども、北海道の太平洋側の方はこれまたかなりひどい状況だったということです。

そういう中で歴史的に見ると、さけ・ますふ化放流自体は、特に本州の方はかなりずっと発展してくる過程で、さけ・ますの種苗、種卵を北海道の方から入れたりとか、それから本州の中でも今日本海側から太平洋側へというお話もありましたけれども、かなりやり取りしてきたという歴史がどうもあるということらしくて、どちらかという、近年の評価としてはそれは余り根付かなかった、移植してきた方は。

というようなことになっていて、生物多様性の流れだとか、そういうこともあって、基本的にはさけ・ますを長距離で移動しても余り効果はないというのが、どうも今までの分かってきたことだと。

そういうことも踏まえて、北海道の方はそこまではいっていないという歴史がありますので、北海道に多々ある河川の中でも、特にそういう系群が維持されているというところに限ってこれはやってきているというのが、こちらの今諮問していることとの関係では、そういう流れになっているということです。

別途、不漁対策としては、人間の側の獲る側だとか、増殖する側の方の体制の話も含めて分析もしましたし、これからいろいろとまた皆さんと相談しながら対策を講じよう。回帰率を高めないことには漁業の方も漁獲量増大していきませんので、そういうことを主眼にして。もちろん、ふ化放流続けながらということが大前提ですけども、対策を検討してまいりたい、御相談してまいりたいというふうに考えております。

○田中分科会長 齋藤委員、よろしいですか。これも次期の水産計画の1つの柱になってくるかと思えますけれども。

ほかはよろしいですか。

特にないようですので、諮問第379号につきましては原案どおり承認していただいたということにさせていただきます。ありがとうございました。

それでは元に戻りまして、次は諮問第377号、特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和3管理年度における漁獲可能量の変更等についてです。

それでは、事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長でございます。

資料4-1のセットを御覧いただければと思います。

まず、諮問文を読み上げさせていただきます。

3 水管 第2685号

令和4年2月8日

水産政策審議会 会長

田中 栄次 殿

特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和3管理年度における漁獲可能量の変更等について（諮問第377号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき定めた特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和3管理年度における漁獲可能量を別紙のとおり変更したいので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

こちらの諮問、諮問事項としておりますが、一部、報告事項を含みます。改正の案、1ページめくっていただくと、3ページに告示の案ということで新旧表の形で付けておりますが、説明の方は後ろの方の資料で御説明をしたいと思います。

真ん中のページ数で9ページを御覧いただければと思います。9ページの上段、スライド番号で右下に8と書いてあるものでございます。

まず諮問事項の方です。漁獲可能量の変更ですけれども、内容としては小型魚の留保200トン大型魚の留保200トンとして振り替えるという形の内容となります。

その趣旨でございますが、上の黄色い四角に書かれております。現時点における令和3管理年度末の漁獲の見込み。大臣管理分は既に12月で終わっておりますので、都道府県分が3月末まで続くということで、この3月末までの都道府県の見込みを令和3年の12月から4年の3月まで、この4か月分の消化率を昨期と同程度と仮定した場合ということで見込みを試算した結果、小型魚については消化率が8割程度になると。一方で、大型魚については消化率は9割程度になるとということで、この超過のリスク的には相対的に大型魚の方が高いということでございまして、こういったリスクに備えるために、小型魚の留保200トン大型魚の留保に振り替えるという形の変更でございます。

下の表を見ていただくと、右側3つの列が漁獲可能量とあと漁獲の見込み、あと未利用分の見込みと書いてございます。そこから小型魚から大型魚への振り替えということで200トンに移すと。移した結果の未利用分の見込みを右端に書いてございます。

ですので、小型魚の留保としては253トンありまして、こちら大中型まき網の方から抛出いただいた250トンベースとした留保がございましてけれども、このうちから200トン大型魚の留保の方に移すことによって小型魚の留保は53トンになり、大型魚の留保については261.7トンになるということです。

小型魚の留保、53トンに減りますけれども、既に終了している大臣管理分の未利用分、これは確定したものがございまして、こちらの方での超過のリスク吸収というのは可能でございますので、留保を53トンに減らしてもそういったところには対応できる形であると考えているところでございます。

以上が諮問の内容でございまして、次、9ページの下、融通の報告でございまして。こちらは当事者間の合意に基づく融通については事後報告で対応させていただいているというものでございまして、具体的な中身は次のページ、10ページ上段・下段で書いてございます。昨年11月に第5回目の融通要望調査を水産庁の方で行いまして、この上段、スライド番号10番に書いてあるとおり、大型魚、小型魚の交換の要望、あと大型魚又は小型魚の配分の譲受けを要望というのが出てきまして、さらに大中型まき網の方から小型魚の譲渡の申出というのが出ています。これでマッチングをしまして、結果として下にございましてように、小型魚、大型魚の宮城県と新潟県、福井県、鹿児島県との間での交換、これは6トンという形で成立をしております。

また、小型魚の譲渡でございまして、こちらは大中型まき網漁業の方から150トンということで、北海道ほか9府県への譲渡が成立しているということで、この変更については12月27日付けで行ったところでございます。

御説明は以上でございまして。

○田中分科会長 ありがとうございます。数量の変更と200トン、大型に移るということだと思いますが、御質問等ございますでしょうか。

ウェブもよろしいですか。

それでは、特段御反対もないようですので、諮問第377号につきましては原案どおり承認していただいたということにさせていただきます。ありがとうございました。

それでは続きまして、諮問第378号、特定水産資源（すけとうだらオホーツク海南部）に関する令和3管理年度における漁獲可能量等の変更についてに移ります。

事務局から説明をよろしくお願いたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長でございます。

資料5-1のセットを御覧いただければと思います。

まず、諮問文の方を読み上げさせていただきます。

3水管第2708号

令和4年2月8日

水産政策審議会 会長

田中 栄次 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

特定水産資源（すけとうだらオホーツク海南部）に関する令和3管理年度における漁獲可能量等の変更について（諮問第378号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき定めた特定水産資源（すけとうだらオホーツク海南部）に関する令和3管理年度における漁獲可能量等について、別紙のとおり変更したいので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

ページを開いていただくと新旧表の形でお示しをしておりますけれども、説明の方、5ページからの資料5-2に基づきまして説明をさせていただければと思います。

この諮問、実は水産庁のミス等によって現在定められているTACがちょっと誤った数字に基づいて定められてしまっているということで、これを訂正して正しい数字に訂正するという形での変更になります。

こちらはすけとうだらオホーツク海南部でございますけれども、先ほど、午前中の議論でも御説明しましたが、またがり資源ということで、近年の最大実績に基づいてTACを設定してきていると。漁期中に漁獲の積み上がり等あれば、それに応じて期中改定も行っているという資源でございます。

こちら、すけとうだらオホーツク海南部の令和3管理年度のTACについては、当初5万6,000トンということで設定をしていたんですけれども、昨年6月に令和2年度の漁獲実績が6万1,285.7トンだったということで、近年の最大実績が増えたということで、これに基づきまして6万2,000トンに変更しております。

この令和2年度の漁獲実績について今般精査をしたところ、昨年6月に集計した時点で、この漁獲実績には誤りがあったということです。

誤りの点として、このページの真ん中辺りに①、②とありますけれども、①として北海道の漁獲実績、これに誤ってすけとうだら根室海峡の漁獲実績を含んで過大になっていたと。これ、正しくは20.3トンであるところ、4,639.6トンとして計算をしていたというのが1点ございます。

②として、こちらは沖合底びき網漁業の漁獲実績ですけれども、こちらについては追加報告が反映漏れになっていたということで過少になっていたということでございます。正しくは5万7,744.2トンであるところ、5万6,625トンという数字になっていたということでございます。

これらの2つを合計しますと、合計としては過大になっていたということで、現行のTACの根拠となった6万1,285.7トンというのは誤りで、正しくは5万7,764トンであったということで、本来であれば、この正しい漁獲実績を用いて5万8,000トンということにすべきであったということでございます。

この事実が判明したということで、今回、5万8,000トンに変更して、あと配分についても、これに伴って変更をしたいという形でございます。

漁獲の現状でございますけれども、6万2,000トンで設定をしておりますが、この5万8,000トンを超えて獲っているというような状況にはなっておりませんし、ここまでの漁獲の状況からして、3月末までに5万8,000トンを超えるような見込みにもなっていない

ということで、今回、本来の近年の最大漁獲実績ということで、令和2年度の5万7,764トンを根拠に5万8,000トンに修正をしたいという形でございます。

配分については次のページでございます。5万8,000トンと5万7,400トン沖合底びき網漁業ということと、北海道については「現行水準」という形としております。

最後、7ページでございます。今回の件、TAC設定の信頼性を損なう非常に重大な事案だというふうに認識しておりまして、重く受け止めております。今後、こういうことが起きないようにということで、再発防止策ですけれども、間違いの要素として2つあったわけございまして、それぞれ再発防止について考えているところ、書かせていただいております。

まず北海道の漁獲実績に根室海峡の漁獲量が含まれていた件でございますけれども、こちら、原因としては水産庁と北海道庁との間でデータの確認に用いていたファイルのフォーマットが古くて、系群分けが不明確であったというところがございます。これについては、このファイルについて系群分けが明確になるよう既に改めておりまして、また今後は重ねて確認をするということとしたいと考えております。

2点目として、沖合底びき網漁業の漁獲実績の追加報告の反映漏れということでございますけれども、こちらについては今後、TACの数値確定に当たって、漁業者からの修正報告、追加報告等あったときに、それは関係団体を通じてということになりますけれども、団体の方でしっかり確認を徹底するよう指導してまいりたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○田中分科会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして御質問等ございますでしょうか。

本間委員どうぞ。

○本間委員 これは沖底の数字と北海道の数字と合計の数字と、合計の数字が沖底の数字ですか。この5ページの表。5万7,764プラス20.3が5万7,742というのが。上の②の方が5万7,742トンというのが沖底の数字になっているので、これは入れ替わっているだけでしょうか。

沖底と北海道を足したら、この合計の数字にならないよねという話です。上の数字が正しいんでしょう。②の数字が。

○資源管理推進室長 はい、そうです。すみません。この資料自体、間違っていたということは非常に問題ですけれども、沖底の数字が正しくは5万7,744.2トンで、北海道の数字が20.3トンで、合計の数字としては5万7,764トンということになります。

○本間委員 では参考1の表の数字が。きちんと訂正しておいてください。

○資源管理推進室長 はい、こちら資料の方、こちらも訂正しておきたいと思います。

○田中分科会長 説明文の方が正しいと。

○資源管理推進室長 はい、説明文の方が正しくて、この参考1の表の「正」というところが沖底と合計の数字に誤りがあるということです。

○田中分科会長 よろしいですか。

○本間委員 はい。

○田中分科会長 ありがとうございます。では、後で資料も直しておいてもらわないと。

ほかはよろしいでしょうか。

なければ、本件もお認めいただいたということにさせていただきます。ありがとうございました。

これで諮問事項が全て終わりましたので、答申書を確認のために読み上げたいと思います。

答申書

3 水 審 第 60 号

令和4年2月8日

農林水産大臣 金子 原二郎 殿

水産政策審議会

会長 田中 栄次

令和4年2月8日に開催された水産政策審議会第116回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第375号 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部改正（す
るめいか別紙の変更及びすけとうだら日本海北部系群に係る資源再建計

画の別紙追加等) について

諮問第376号 特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろ）に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について

諮問第377号 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和3管理年度における漁獲可能量の変更等について

諮問第378号 特定水産資源（すけとうだらオホーツク海南部）に関する令和3管理年度における漁獲可能量等の変更について

諮問第379号 水産資源保護法第23条第1項の規定に基づく令和4年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施すべき人工ふ化放流に関する計画について

それでは、これを藤田部長にお渡しします。

（分科会長から資源管理部長に答申書手交）

○田中分科会長 それでは、審議事項に移ります。

第2回及び第3回資源管理手法検討部会の結果について、事務局から説明をお願いします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長でございます。

資料7を御覧いただければと思います。

御承知のとおり、新たなTAC管理を進めていく候補の魚種については、ステークホルダー会合での議論の前に、この資源管理分科会の下に設置された資源管理手法検討部会の方で論点・意見の整理を行うということとなっております。

第2回、第3回のこの部会の会合、第2回については昨年11月29日、第3回については12月14日に開催をしまして、それぞれ、カタクチイワシとウルメイワシの太平洋系群、あとカタクチイワシとウルメイワシの対馬暖流系群についての議論を行ったところでございます。

部会の運営規則の第2条の方で、部会は、その調査審議の結果を分科会に報告するものとし、分科会は、その結果を審議し、議決する、とございます。事務局として第2回及び第3回の資源管理手法検討部会の結果について御報告をいたします。

まず、第2回の結果でございます。こちらはカタクチイワシとウルメイワシの太平洋系群についての会議ということで、まず会議の内容としては水研機構の方から、両資源に対する資源評価の結果について御説明を頂いた後、事前に、出席いただいた参考人、あるいは意見表明したいという方から頂いた書面を基に、水産庁の方で主な論点・意見と考えるものについて取りまとめた資料を御説明して、あと参加いただいた参考人の方から直接御意見を伺うという形で進めさせていただきました。

その時点で水産庁からお示した資料の中に、主な論点・意見を取りまとめたところがありまして、この資料もそれをベースに作成しております。黄色でマーキングした部分については、水産庁であらかじめ取りまとめた論点・意見に加えて、当日の議論で追加された部分でございます。そちらを黄色でマーキングしているということでございます。

ここで整理していただいた論点・意見については、今後、ステークホルダー会合での議論に向けての水産庁なり、物によっては水研機構に対する、ということになりますけれども、宿題というか、こういった論点を整理しながら議論の準備を進めていくという位置付けでございます。

まず、第2回の会合で議論されましたカタクチイワシ太平洋系群ということでございますけれども、1ページに「漁獲報告の収集」「資源評価」「資源管理」、あと「ステークホルダー会合で特に説明すべき事項」ということで項目に分けて取りまとめさせていただいているところでございます。

まず「漁獲報告」ですけれども、こちらは報告に関連して、現場に過度な負担が掛からないような体制の構築といったところ、あと報告との関連で、管理にも関わりますけれども、系群の対象範囲を明確にすべきという話、あと、ほかのイワシ類との「混じり」で水揚げされるということで、その集計方法をどうするのかといったところ。あと、似たような問題として、かつお一本釣り漁船に活餌として供給しているということで、その数量の把握をどうするんだといったところが主な論点・意見として挙げられております。

続きまして「資源評価」についてですけれども、こちらこの資源については共同実施機関、資源評価の共同実施機関の中でも、まだいろいろな意見があるということで、十分な科学的検討を行い、利用可能な最善の科学情報に基づく結果を示すよう努めるといったところが挙げられております。

あとレジーム・シフト、魚種交代などの資源状況の変動に関する情報を踏まえた資源評価を実施すべきといった意見・論点もございます。

続きまして「資源管理」についてですけれども、資源管理の目標について、3～5年の短期目標も提示すべきだという意見、あとTAC管理の導入については慎重を期すべきだというような御意見もございました。

あと、シラスの漁業があるということ、あと定置網等での混獲なり、狙って漁獲しない操業実態に対して配慮が必要だというようなところ。

あと、都道府県をまたがる共同管理、あるいは複数年TACなども検討すべきではないかというようなところ。あと漁獲の偏りが生じた場合に公平かつ速やかなTAC配分——まあ、留保からの配分等々といったことかと思えますけれども、柔軟な仕組み作りが必要だということ。

あと、シナリオの見直しについても論点の1つとなっております。

また、このカタクチイワシ、資源評価自体は成魚について行われておりますけれども、シラスについての管理、カタクチイワシの成魚を管理するという上でどういう扱いをすべきか、どういう手当てをすべきかというのはしっかり整理をする必要があるというところも1つの大きな論点となっております。

「ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項」としては、利用の観点です。あるいは、どういうニーズで獲られて、どういう用途とされているのか、あるいは経済的効果についても整理が必要だというような御意見等も頂いております。

あと、既存のTAC魚種と比較した水準・問題点、あるいは環境の影響、人為的な管理効果を対比した説明をしてもらいたいというようなところもございます。

続きまして(2)として、ウルメイワシの太平洋系群でございます。

「漁獲報告」については、先ほどのカタクチイワシと同様に、現場への過度な負担を懸念するところ、あるいはその「混じり」の報告、「混じり」で水揚げされている場合の報告をどうするのかといったところがございます。

あと、「資源評価」につきましてですけれども、こちらは変動が大きい資源ということで、評価の精度・信頼性にまだ疑問があるというようなところであるとか、あと、直近の漁場が北上しているといったことも考慮する必要があるといったところも論点として挙がっております。

続きまして「資源管理」についてでございますけれども、こちらでもTAC管理の導入は慎重を期すべきというお話。あと、もともと狙って獲っている魚種じゃないということで、

主対象の操業が制限されてしまうという心配、これについてどうするのかといったところも論点の1つでございます。

そういう中で、特に定置について十分な配慮が必要だという御意見も上がっております。

TACの導入についても試験的に実施するところから段階的に進める、あるいは配分の融通、あるいは留保の活用といった柔軟な管理が必要だというような御意見もございます。

あと、経営との関係では、急激な漁獲量の規制——まあ、削減ということかと思いますが、生じないように検討すべきだというようなところでございます。

あと、ステークホルダー会合での説明、重要事項でございますが、こちらについても先ほどカタクチイワシでも挙がっていたような、既存のTAC魚種との比較、あるいは環境要因と人為的な効果を対比した説明が必要といったところが挙がっております。

続きまして、3ページでございます。第3回の部会で検討されましたものとして、まず1つ目がカタクチイワシの対馬暖流系群ということでございます。こちらについては、まず「漁獲報告の収集」に関しては、これは漁獲した後、すぐに加工すると。場合によっては、自社の工場で煮干し等に加工するというので、そういったことも考慮して、この報告体制を構築する必要があるという話がございましたし、やはり活餌として販売するものについての懸念というところも挙がっております。

「資源評価」については、狙って獲っていないというところもあるということもあって、漁獲量のみで資源状況を判断すべきでないというようなところ、あと、漁獲以外の、例えば後継者不足、高齢化といった減少も想定しての資源動向の予測といったところ。あと、こちらについても先ほどの太平洋系群と同様、シラスと分けての管理というところについても論点となっております。

あと対馬暖流系群については、韓国、中国の漁獲というものが資源評価上考慮されていないということで、この点について精度・信頼性に懸念がありますよという御意見も頂いております。

「資源管理」については、こちらについても資源の変動が激しいということで、信頼できる目標を設定してほしい、あるいは目標の柔軟な見直しができるかというところがございます。

あと、TAC管理導入する場合については、急に漁獲が減らないようにしてもらいたいということ。

数量の融通・留保枠の再配分といった柔軟な運用策の準備というのについては、太平洋の系群と同様でございます。

TAC管理に係る過去の成功例、失敗例を参考にして管理を進めるようにしてもらいたいという意見も頂いております。

「ステークホルダー会合で説明すべき重要事項」としては、「漁業経営」も念頭に入れた議論をすべきだということ、中国・韓国との共通資源ということ、漁獲量の把握ですとか、国際的な管理体制の構築というのも頂いております。

あと、このカタクチイワシ対馬暖流系群については、自然死亡率の設定ですとか、あるいはシラスを考慮する、しないといったところで、複数のシナリオが資源評価の中で示されているんですけども、そういう中でどういう違いがあるのか分からないということで、このままだと漁業関係者は選択できないんじゃないかというような御意見も頂いております。

あと、先行魚種との比較等々については、先ほどの資源と同様の意見を頂いております。

続きまして最後のページ、4ページでございます。ウルメイワシの対馬暖流系群でございます。こちらについては、カタクチイワシの対馬暖流系群と同じようなことですが、「報告」については、混獲、あるいは自社加工、市場を通さない直接取引があるということで、正確な漁獲量の把握・報告が困難ではないか。あとは、現場への負担に関する懸念ということで、ここではデジタル化による情報収集体制の構築、技術開発等も必要だというような御意見も頂いております。

「資源評価」についても、既存のTAC魚種と比較した精度、信頼性の説明が必要だということで御意見を頂いております。

「資源管理」についてでございますけれども、クロマグロのように現場が混乱することがないように慎重に検討してほしいという御意見を追加で頂いておりますし、一定水準以上のTACが担保されるようなシナリオ、あるいは初めは緩やかな管理として、回復に応じて徐々に強めるといったシナリオなど、現場の意見を取り入れたシナリオとすべきだということも御意見を頂いております。

あと、TACの導入については、運用方法に課題があると。様々な議論を深め、現場への丁寧な説明を求める。現時点では議論が尽くされていないという認識だということも頂戴しております。

あと、環境要因です。気候変動等による資源の増減に合わせて、目標の柔軟な見直しができるようにすべきというようなところ。

最後に「ステークホルダー会合で説明すべき重要事項」ということで、こちらも主に狙って獲っているものではないということで、主に狙っているところの魚種に対する操業の停止とならないように留保の設定等々で柔軟な対応をしてもらいたいというような御意見も頂いております。

ざっと主なところだけ紹介いたしましたけれども、こちら4つの資源について非常に多数の、あるいは物によっては非常に重い宿題を水産庁、あるいは水研機構の方が頂いたと思っております。

令和3年度の第4四半期にこの資源について第1回のステークホルダー会合に進むという予定になっておりますので、水産庁、あるいは水研の方で鋭意議論に向けての準備を進めていきたいと考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○田中分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について何か御質問等ございますでしょうか。

まあ、論点整理ということなので。

三浦委員どうぞ。

○三浦委員 三浦でございます。

今、カタクチイワシの検討部会のところで、シラスの扱いについて説明がありました。シラスについては、カタクチイワシとの管理上、どのような扱いをすべきか整理する必要があるという意見があったということですが、何万もの卵を産卵するカタクチイワシにおいては、レジーム・シフト等の海洋環境変化の影響が格段に大きく、シラスを漁獲する量というのは微々たるものだと考えられてきました。そのような中で、シラス漁による資源への影響を科学的にどのように実証し、管理をしていこうと思っているのか。今、水産庁、それから水研機構さんで検討している範囲内で教えていただければと思います。お願いします。

○田中分科会長 これは魚谷室長。

○資源管理推進室長 このカタクチイワシとシラスの関係でございます。こちらは検討部会の方で参考人の方々からも御意見を頂いたんですけれども、そういう中で、要は、カタクチイワシの成魚を獲っている漁業者だけが制限を受けて、稚魚であるシラスについては

制限がないという状態というのは納得できないというような御意見がございました。管理に関連する公平性の観点かと思えます。

一方で、仮に無制限にシラスを獲っていったときにカタクチイワシの成魚について、将来予測であるとか、シナリオどうするってあるわけですがけれども、無制限に獲っていった場合には、もちろんそのシナリオ自体が破綻するというか、絵に描いた餅になるみたいなこともございますので、何らかの手当ては必要なんだろうというふうに、そういう公平性の観点、あと成魚の資源管理を実効あるものにするという観点からは、何もしないというわけにはいかないだろうというふうに水産庁としては考えております。

一方で、資源評価自体、シラスでABCが何トンというような計算ができてはいるわけではありませんし、そういう意味で何トンまでというのを、上限を設けるとするのは難しいのかもしれませんが、何らかの手当て、例えば努力量の制限であるとか、隻数の制限といったところというのは考えなくてはならないだろうというところまでは思い至っているというところがございます。では具体的にどういう制度を用いて、どういう形でこのシラス漁獲の管理について手当てするのかというのは、今後、内容を詰めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○田中分科会長 三浦委員、よろしいでしょうか。

○三浦委員 大体理解しましたが、やはりシラス漁業による資源に対する影響がしっかりと科学的に漁業者が納得するような形で分からないと、説明等もなかなかうまくいかないと思いますので、その辺の実証といいますか、エビデンスを持ちながらしっかりと対応していただきたいと思えます。

以上です。

○田中分科会長 これは御意見を賜ったということで進めさせていただきます。

ほかにもございますでしょうか。

ウェブの方もよろしいですか。

それでは特段ないということで、先ほどの三浦委員からの提案は考慮するとして、第2回及び第3回資源管理手法検討部会の結果につきましては、原案どおり承認させていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○田中分科会長 ありがとうございます。異議がないようですので、そのように決定いたします。

事務局においては、この取りまとめを踏まえまして、各資源に係る資源管理方針に関する検討会、いわゆるステークホルダー会合に向けた準備を進めていただきますよう、よろしくをお願いいたします。

本件に関し特になければ、その他に移りたいと思いますが、何かございますでしょうか。どうぞ。

○高橋特別委員 いか釣りの減船問題で1点要請をしておきたいと思います。

御承知のとおり、大和堆周辺の北朝鮮、それから中国漁船の違法操業ということに伴って、漁場が占用されるということ、それから我が国の漁船の安全・安心というものが望めない状況だということと、またあわせまして操業機会の喪失という形の中で漁業経営の維持が困難だということで再編整備を行うということ、これの一環として減船を行うんだということでございます。

特に安全・安心が望めず危険だということから減船を行うということですから、漁業者の経営が困難だけということだけではなくて、そこで働いている漁船員も漁獲量の減少に伴って収入は減少し生活の維持が困難になってくるのは当然です。

このような状況になっている中で、漁業者には減船補償という形で行っておりますけれども、一方で、減船の船に乗っている漁船員に直接の救済措置というものは一切何もありません。減船によって政府から出る経費、補填金の中には労務費というのがございますけれども、これは船員に支払った賃金と退職金を船主に補填をすると、こういう制度になっております。

今回、国際減船で、国策減船でございますから、当然乗組員の方にも当面の生活に必要なというような減船補償金、それから退職金というものは船主ではなくて、直接国が漁船員に支払いするような救済措置というものがあってしかるべきだということに思っております。

特に今回、昨年、この減船が始まって間もなくなんですが、水産庁との再編整備について担当部署といろいろお話をして確認した事項があつて、最終的には漁臨法に準じたような形で対応するという確認をしたわけですが、担当者が替わったということで今回、再確認しようということで再三連絡を取っているんですが、全くなしのつぶてです。非常に不親切極まりないという状況になっております。

強制的に解雇されるわけですから、漁船員が生活に苦慮するということが当然危惧をされるという状況の中にあっても全く知らぬ顔をするということはいかかなものなのかというように思っております。

今後、近いうちに担当者から、昨年、水産庁と確認をいたしました漁臨法に準拠した減船対象の実施、それから進捗状況を明確に説明していただきたいということで要請をしておきたいと思っております。

多分、本日ここで答えられないと思っておりますので、担当者に来ていただければ結構でございますので、その分だけ要請をしておきたいと思っております。

以上です。

○田中分科会長 高橋委員から解体減船ですか、に関する補償の要請があったということで、承ったということにさせていただきます。

ほかにございますでしょうか。ウェブもよろしいですか。

ありがとうございました。ないようであれば、次回の日程等について事務局から御案内をお願いしたいと思っております。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

次回の資源管理分科会につきましては3月中旬の開催を予定しておりますけれども、それまでに何か緊急な、必要なために開催することとなりましたら、別途御連絡をいたします。

なお、内部的な事情で大変恐縮なんですけれども、今年度、水産政策審議会の企画部会が水産基本計画の見直しを行う年に当たっていること、また、先ほど説明をいたしました資源管理手法検討部会の開催が複数回見込まれていること等から、水産庁で審議会の開催に必要な謝金等の予算に大幅な不足を見込んでいるところでございます。つきましては、資源管理分科会の議題に応じて分科会会長と御相談をしながら、引き続き招集する特別委員を議題に関係の深い方に限定させていただく可能性がございますところをあらかじめ御承知おきいただければというふうに考えております。よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

○田中分科会長 ありがとうございました。

以上で、本日予定しておりました議事については、これで全て終了いたしました。これを持ちまして、本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。大変長時間にわたり御審議いただき、ありがとうございました。お疲れさまでございます。